

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第123期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第123期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
https://www.trad.co.jp/databox/data.php/ir_doc_ja/code



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「ティラド」又は「コード」に当社証券コード「7236」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
【インターネットによる議決権行使の場合】
インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使」をご確認のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午後3時 （開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2 場 所	東京都渋谷区代々木三丁目25番3号 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル3階会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第123期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第123期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	後記の【議決権行使に関するご案内】をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	本株主総会においては、書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。 なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制 2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制―運用状況の概要 3. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 4. 連結計算書類の連結注記表 5. 計算書類の株主資本等変動計算書 6. 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

代表者ご挨拶

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
来る6月24日に第123期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

2024年度は、年初の認証不正問題による生産停止影響や、年度終盤には、米国新政権による関税方針の突然の変更等、様々なイベントに翻弄される1年となりました。また、各国当局による金融政策も転換点を迎え、金利や為替等、経営環境にも変化が生じた年でもありました。こうした状況下、当社業績におきましては、生産移管推進による米国事業の収益改善が大きく進捗し、日本、アセアンにおける業績も堅調に推移しました。

2025年度の展望ですが、米国関税政策の着地点が未だ見えないなか、サプライチェーンの再構築、生産リソース配分の最適化が大きな課題となります。ウクライナ、中東地域の紛争も未だ継続しており、中国経済の先行きも不透明ななか、グローバルなビジネス環境は、依然として予断を許さない状況との認識でおります。

4年間の中期経営計画である“T.RAD-12(2022-2025年)”は、その3年間を終え、ROEは9.1%に到達しました。また、2024年度には、株主還元強化、安定化を目的にDOEの導入も完了しております。

当社業界を取り巻く環境は、年々その変化のスピードを増している状況です。当社としましては、その変化のスピードに柔軟に対峙するため、また現中計においても一定の成果を得たとの判断の下、今般、T.RAD-12を1年前倒しで終了し、新たに、“T.RAD-2025”を策定、開始することといたしました。新たな中期計画は、中長期的な経営目標を掲げながらも、単年ごとに、その環境に応じた経営目標を設定、取り組む枠組みです。新中計におきましても、資本効率と収益性向上に注力し、更なるROEの向上、PBR1.0倍の達成に向け、鋭意努力してまいります所存です。

当社は、「すぐれた熱エネルギー変換技術とサービスの提供により、地球環境にやさしい持続可能な社会の実現に貢献する」という経営理念のもと、1936年の創立以来、熱交換器製造のパイオニア企業として自動車等の幅広い用途の製品を提供してまいりました。

2026年の創業90周年という節目の年に向けて、ものづくりと環境貢献の観点から顧客、株主、従業員、取引先、地域社会の幸福を追求してまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役 CEO
兼 COO 社長執行役員

宮崎 富夫

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性維持、及び成長投資を実施しながら、株主還元を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金150円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は953,091,150円となります。

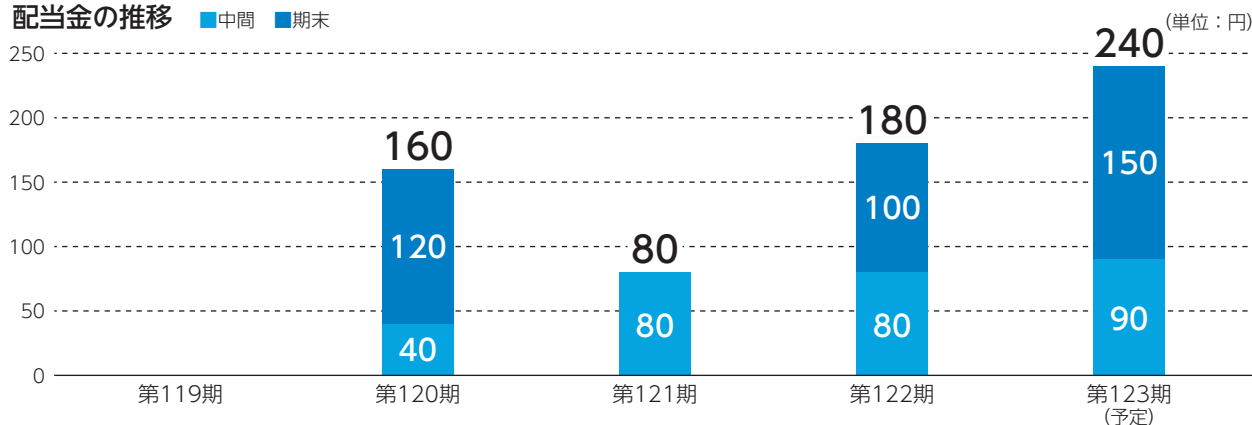
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末



第2号議案

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、強固なガバナンス体制を構築するために社外取締役を過半数とし、また、女性・外国人の取締役を選任し女性取締役比率20%の維持及びジェンダーや国際性等の多様性と適正規模を両立させるため、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	みやざき 宮崎 とみ お 富夫	代表取締役CEO兼COO社長執行役員	再 任
2	きくやま 菊山 たつ や 辰也	取締役常務執行役員 営業・技術管掌 営業本部長 技術本部長	再 任
3	たかはし 高橋 よし さだ 良定	社外取締役	再 任 社 外 独 立
4	むら た 村田 りゅう いち 隆一	社外取締役	再 任 社 外 独 立
5	と 屠 きん ねい 錦寧	社外取締役	再 任 社 外 独 立
再 任	再任取締役候補者	社 外 社外取締役候補者	独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数
29,017株
在任年数
11年

取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

1

みやざき
宮崎

とみお
富夫

(1977年9月16日生) (男性)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2002年4月	本田技研工業株式会社	入社	2018年4月	株式会社ティラドコネクト	設立取締役
2002年8月	株式会社本田技術研究所		2018年6月	当社	代表取締役COO社長執行役員
	和光基礎技術研究センター	入社	2019年3月	株式会社ティラドコネクト	代表取締役社長(現任)
2009年10月	株式会社陣屋	入社	2022年6月	当社	代表取締役CEO兼COO社長執行役員(現任)
	代表取締役社長		2023年11月	株式会社陣屋コネクト	取締役オーナー(現任)
2012年4月	株式会社陣屋コネクト	設立			
	代表取締役CEO				
2014年6月	当社	社外取締役			
2017年6月	同	取締役 経営企画担当			

[重要な兼職の状況]

株式会社ティラドコネクト 代表取締役社長／株式会社陣屋コネクト 取締役オーナー

取締役候補者とした理由

宮崎富夫氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき2014年6月から社外取締役として積極的に意見、提言をいただきました。2018年6月からは代表取締役社長執行役員として、全ての業務執行に対する責任を負い、力強いリーダーシップのもと当社グループ全体の経営を担っております。中期経営計画の達成に向けて、引き続き経営者としての役割を担うに相応しいことから、取締役候補者となりました。再任後の新体制においては、引き続き代表取締役CEO(最高経営責任者)兼COO(最高執行責任者)社長執行役員としての職責を担う予定です。



所有する当社の株式数
11,900株
在任年数
1年

取締役会出席状況
10/10回

候補者番号

2

きくやま
菊山

たつや
辰也

(1964年1月29日生) (男性)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1986年4月	当社入社	2018年4月	同	執行役員 営業・技術本部	
2006年4月	同 商品開発センター 熱交設計室 建産機 部長		同	副部長(営業担当)	
2012年4月	T.RAD North America, Inc.	2020年4月	同	常務執行役員 営業管掌	
	取締役社長		同	営業本部長	
2015年1月	当社 営業・技術本部副部長(技術担当) 付	2024年1月	同	常務執行役員 営業・技術管掌 営業本部長 技術本部長	
2016年1月	同 営業・技術本部(技術担当) 開発統括 主管	2024年6月	同	取締役常務執行役員 営業・技術管掌 営業本部長 技術本部長(現任)	

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

菊山辰也氏は、設計・技術・研究開発及び営業領域、さらに海外と幅広い経験を有し、2024年6月より取締役常務執行役員として力強いリーダーシップを発揮してまいりました。中期経営計画の達成に向けて、経営者としての役割を担うに相応しいことから、取締役候補者となりました。再任後の新体制においては、引き続き取締役常務執行役員として営業・技術管掌を担う予定です。



所有する当社の株式数
229株

在任年数
6年

取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

3

た か は し
高橋

よ し さ だ
良定

(1955年12月8日生) (男性)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1978年 4月	株式会社小松製作所 入社	2017年 4月	同 副社長執行役員
1995年 6月	コマツプラジール有限会社 工場長		CIO 兼 情報戦略本部長
2006年 4月	株式会社小松製作所 執行役員 生産本部 栗津工場長		産機事業管掌
2008年 4月	同 執行役員 生産本部 大阪工場長	2019年 4月	同 社長付
2012年 4月	同 常務執行役員 生産本部長 環境管掌	2019年 6月	当社 社外取締役(現任)
2016年 4月	同 専務執行役員 CIO 兼 情報戦略本部長 生産・産機事業管掌	2019年 7月	株式会社小松製作所 顧問(現任)
		2019年 9月	石川県 顧問(産業振興担当) (現任)
		2022年 6月	株式会社ティーガイア 社外取締役

【重要な兼職の状況】

株式会社小松製作所 顧問／石川県 顧問(産業振興担当)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋良定氏、は企業経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして当社を取り巻く経営環境全般に関する意見、提言等をいただいております。今後も当社の企業活動に助言をいただくとともに経営全般を監督いただくため引き続き社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が再任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



所有する当社の株式数
229株

在任年数
4年

取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

4

む ら た
村田

り ゅ う い ち
隆一

(1948年4月12日生) (男性)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1971年 4月	株式会社三菱銀行 入行	2017年 6月	三菱UFJリース株式会社(現 三菱HCキャピタル株式会社) 相談役
2006年 1月	株式会社三菱東京UFJ銀行 専務取締役	2017年 6月	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役
2006年 5月	同 副頭取		エーザイ株式会社 社外取締役
2009年 6月	三菱UFJリース株式会社(現 三菱HCキャピタル株式会社) 取締役副社長	2018年 6月	三菱UFJリース株式会社(現 三菱HCキャピタル株式会社) 特別顧問(現任)
2010年 6月	同 代表取締役社長	2018年 7月	当社 社外取締役(現任)
2012年 6月	同 代表取締役会長		
2016年 6月	株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外監査役	2021年 6月	

【重要な兼職の状況】

三菱HCキャピタル株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村田隆一氏は、異業種を含む企業経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして当社の経営全般を監督いただいております。今後も当社の経営全般を監督いただくため引き続き社外取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



所有する当社の株式数
229株

在任年数
2年

取締役会出席状況
13/13回

候補者番号

5

と
屠

きん ねい
錦 寧

(1978年5月6日生) (女性)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位]

2006年10月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所	2018年 1 月	同 パートナー待遇シニア・フォーリン・カウンセル就任
2013年 1 月	Wintell法律事務所(中国上海) 入所	2021年 1 月	同 パートナー就任(現任)
2013年 8 月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所	2023年 6 月	当社 社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

屠錦寧氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神を有しておられることから、当該知見を活かして当社の経営全般を監督いただいております。今後も当社の経営全般を監督いただくため引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 高橋良定氏、村田隆一氏及び屠錦寧氏の 3 氏は社外取締役候補者であります。
4. 高橋良定氏、村田隆一氏及び屠錦寧氏の 3 氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、高橋良定氏は本総会終結の時をもって 6 年、村田隆一氏は本総会終結の時をもって 4 年、屠錦寧氏は本総会終結の時をもって 2 年となります。
5. 当社は、高橋良定氏、村田隆一氏及び屠錦寧氏の 3 氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、高橋良定氏、村田隆一氏及び屠錦寧氏の 3 氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 高橋良定氏は、過去 10 年以内において、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社小松製作所の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去 10 年間の地位及び担当は、前記「略歴、当社における地位」欄に記載のとおりであります。
7. 当社は、高橋良定氏、村田隆一氏及び屠錦寧氏の 3 氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定により、同第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としており、3 氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第 430 条の 3 第 1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の認識がありながら行った行為等の場合を除く）。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって現監査役金井典夫氏は辞任され、現監査役遠藤三紀夫氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の岩崎智氏は、現監査役金井典夫氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、現監査役金井典夫氏の任期が満了する2027年6月開催予定の第125回定時株主総会の時までとなります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	いわさき 岩崎 智	常勤顧問	新任
2	えんどう 遠藤 みきお 三紀夫	社外監査役	再任 社外 独立
再任	再任監査役候補者	新任	新任監査役候補者
社外	社外監査役候補者	独立	証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数
4,320株

在任年数
0年

監査役会出席状況
-/-回

候補者番号

1

いわさき
岩崎

さとし
智

(1966年5月27日生) (男性)

新任

[略歴、当社における地位]

1989年 4月	当社入社	2020年 1月	同 秦野製作所長 兼 品質管理部長 兼 生産調達本部 副本部長 (生産担当) 兼 生産技術センター 副所長
2014年 4月	同 秦野製作所 生産部長	2022年 1月	同 生産本部 副本部長 兼 生産統括部長
2016年 4月	同 滋賀製作所 副所長 兼 生産部長	2023年 4月	同 常務執行役員 調達管掌 調達本部長
2016年10月	同 滋賀製作所長 兼 生産部長	2025年 5月	同 常勤顧問 (現任)
2019年 4月	同 滋賀製作所長 兼 生産調達本部 副本部長 (生産担当)		
2019年 7月	同 滋賀製作所長 兼 生産調達本部 副本部長 (生産担当) 兼 生産技術センター 副所長		

[重要な兼職の状況]

監査役候補者とした理由

岩崎智氏は、生産領域及び生産技術領域を中心に幅広い経験を有するとともに、製作所長を経験し工場運営にも精通しております。2023年度からは調達管掌の執行役員として、強いリーダーシップを発揮してまいりました。その豊富な経験と幅広い見識をもって職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数
229株

在任年数
4年

監査役会出席状況
13/13回

候補者番号

2

えんどう
遠藤

みきお
三紀夫

(1957年10月28日生) (男性)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位]

1978年 9月	株式会社トヤマ 入社	2008年10月	神奈川県座間市長
1998年 9月	同 代表取締役社長	2021年 1月	株式会社吉香 上席顧問
2006年 5月	同 代表取締役会長	2021年 6月	当社 社外監査役 (現任)

[重要な兼職の状況]

社外監査役候補者とした理由

遠藤三紀夫氏は、2021年6月から当社社外監査役に就任し、長年にわたる経営者及び市長としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会、監査役会において意見、提言をいただきその職責を十分に果たしております。今後もその職務を適切に果たしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤三紀夫氏は社外監査役候補者であります。
 3. 遠藤三紀夫氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 4. 当社は、遠藤三紀夫氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、遠藤三紀夫氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 5. 当社は、遠藤三紀夫氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としており、遠藤三紀夫氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反の認識がありながら行った行為等の場合を除く)。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

役員の構成

第2号議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役会における取締役は5名で構成され、そのうち3名が社外取締役、女性比率は20%（5名中1名）、外国人比率は20%（5名中1名）となります。

また当社では、業容の拡大に伴い、経営監視機能と業務遂行機能を分離するため、執行役員制度を導入しております。本総会終了後、執行役員は下記の通り7名となります。

代表取締役CEO兼COO社長執行役員	宮崎 富夫	
取締役常務執行役員	菊山 辰也	営業・技術管掌 兼 営業本部長 兼 技術本部長
常務執行役員	堀田 靖	事業管理・人事総務管掌 兼 事業管理本部長
常務執行役員	浦野 浩和	生産・調達管掌 兼 生産本部長 兼 調達本部長
常務執行役員	古谷 誠一	品質管掌 兼 品質本部長
常務執行役員	木下 薫	経理財務・原価企画管掌
執行役員	束 正宇	中国事業管掌

スキルマトリックス

第2号・第3号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成及び各人の有するスキルは次のとおりとなります。

		企業経営	財務会計・ 内部統制	技術・ 研究開発	製造・ 設備技術	IT・DX	グローバル ビジネス・営業	法務	サステナ ビリティ
取締役	みやざき とみ お 宮崎 富夫	○		○		○			○
	きくやま たつ や 菊山 辰也	○		○	○		○		○
	たかはし よしさだ 高橋 良定	○			○	○	○		
	むら た りゅういち 村田 隆一	○	○						
	と きんねい 屠 錦寧						○	○	
監査役	た むら こうせい 田村 恒生						○		
	いわさき さとし 岩崎 智				○				
	おお ば やすたか 大庭 康孝	○	○						
	えんどう み き お 遠藤 三紀夫	○							

【スキルマトリックスの項目採用理由】

スキル項目	採用理由
企業経営	産業界全体が変革の流れにある中、適切な経営判断を行い「経営理念」を体現するために、マネジメント経験・経営実績を持ち且つ持続的な成長戦略を策定するスキル、さらには異業種における経験・スキルを保持する取締役会メンバーが必要である。
財務会計・内部統制	当社資本の効率的な運用による企業価値最大化のため、正確な財務報告、強固な財務基盤の構築、持続的な企業価値向上に向けた成長投資と株主還元を実現する財務・資本戦略策定に関するスキル・知見に加え、適切なガバナンス体制を確立するための内部統制スキルを持つ取締役会メンバーが必要である。
技術・研究開発	世界がカーボンニュートラルに向けて大きく動き出している中、既存製品のさらなる高性能化とともに、急速に進む自動車の電動化に対応した付加価値のある製品を生み出し提供し続ける必要がある。そのためには、先進技術に長け様々なイノベーション推進の実績や、地球環境分野の課題に対して経営視点での積極的な取り組みを可能とするスキル・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
製造・設備技術	当社が持続的に安全・安心で高性能・高品質な製品を提供するためには、先進技術を取り入れた安全で高効率の生産設備及び製造技術力の向上及び推進が不可欠である。そのためには、製造・生産技術分野に関する高いスキル・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
IT・DX	顧客や競合他社のデジタル化のスピードが加速する中、当社がより高い競争力を確保するためには、IT技術活用による業務改革・DX推進及びIoTやAIを活用した生産性の向上が不可欠である。そのためには、様々なイノベーションの推進実績や、デジタル技術分野でのスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要である。
グローバルビジネス・営業	世界の経済環境が激しく変化する中、当社の成長分野であるグローバル体制をより確固たるものとし、成果を最大化するためには、海外での事業マネジメント・事業環境・生活文化及び営業戦略に豊富なスキル・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
法務	当社がグローバル展開を継続していくうえでの基盤は、適切なガバナンス体制の確立であり、グローバル全体での経営監督の実効性向上のためにも、法務的知見及びコーポレートガバナンスやリスク管理分野でのスキル・知見を持つ取締役会メンバーが必要である。
サステナビリティ	当社の経営理念を体現するためには、サステナビリティ経営の視点は不可欠である。持続可能な社会への貢献と長期持続的な成長を両立し、事業活動を通じて社会の持続可能な発展に貢献するため、サステナビリティに関する経験・見識・専門性等をもつ取締役会メンバーが必要である。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度の経済環境は、世界的なインフレ懸念への制御が効果を発揮し始め、各国の金融政策も利下げへの転換点を迎えました。一方、日本においては、マイナス金利政策の解除や、円安基調の調整等、経済環境の変化が起っております。そうした中、24年11月の米国大統領選挙以降、米国の関税政策の大幅な変更が発表され、貿易コストの上昇、米国のインフレ再燃、世界的な景気減速等への懸念が広がっております。ウクライナや中東地域の紛争も依然継続しており、グローバルな経済環境は尚不透明な状況です。

このような状況の中、当企業集団の売上高（外貨ベース）は、日本地域を除き、前期比で減少しました。営業利益は、売価調整の進捗や、米国地域の収益性改善等により、前期比増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、前期比増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比575百万円増加し、159,235百万円（0.3%増）、営業利益は2,965百万円増加し、73,16百万円（68.1%増）、経常利益は2,762百万円増加し、81,01百万円（51.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、3,005百万円改善し、42,50百万円となりました。

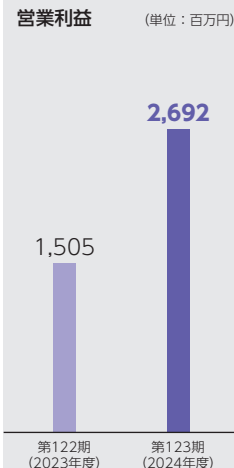
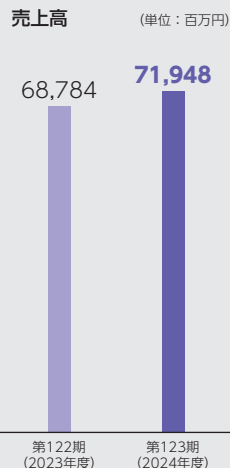


② セグメント別概況

日本
売上高
71,948百万円

建設産業機械用売上高は、受注の減少等により、前期比減少しましたが、自動車用売上高は、受注の増加、売価改善等により、前期比増加しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前期比3,163百万円増加し、71,948百万円となりました。

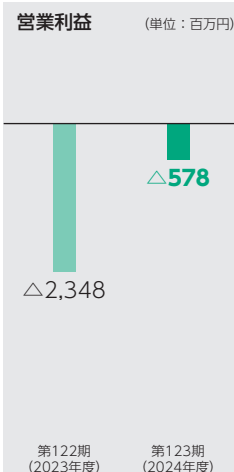
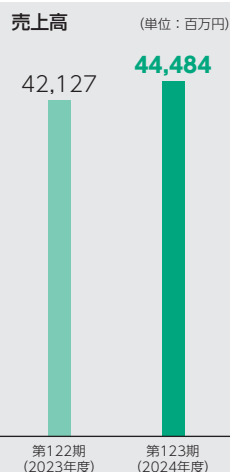
営業利益は、材料・部品費、エネルギー費等の売価転嫁も進み、前期比1,187百万円増加し、2,692百万円となりました。



米国
売上高
44,484百万円

自動車用売上高は、為替の影響等により前期比増加しました。建設産業機械用売上高は、受注の減少等により前期比減少し、この結果、当該セグメントの売上高は、前期比2,357百万円増加し44,484百万円となり、外貨ベースでは、5.3%の減少となりました。

営業利益は、生産移管プロジェクトに基づくグループ会社の支援によって収益性が改善、前期比1,770百万円改善し、△578百万円となりました。



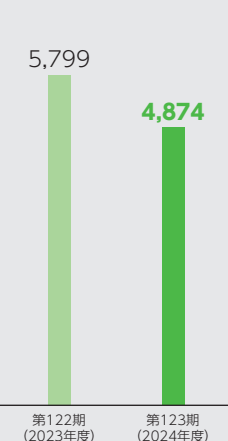
欧州

売上高
4,874百万円

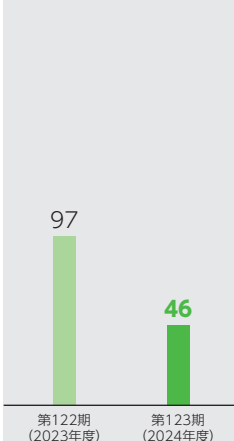
自動車用売上高は、商用車の受注減少等により、前期比減少しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前期比924百万円減少し、4,874百万円となりました。外貨ベースでは、18.2%の減少となりました。

営業利益は、売上減少等により、前期比50百万円減少し、46百万円となりました。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



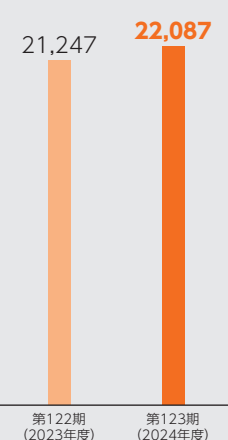
アジア

売上高
22,087百万円

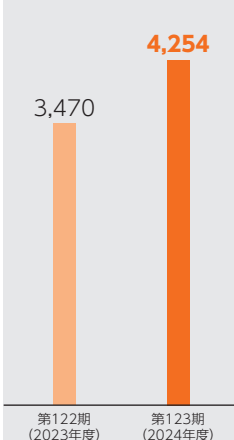
自動車用売上高は、タイ、インドネシアにおいて、為替の影響等により前期比増加しました。ベトナムにおいては、受注の増加等により、前期比増加、この結果、当該セグメントの売上高は、前期比840百万円増加し、22,087百万円となりました。外貨ベースでは、6.0%の減少となりました。

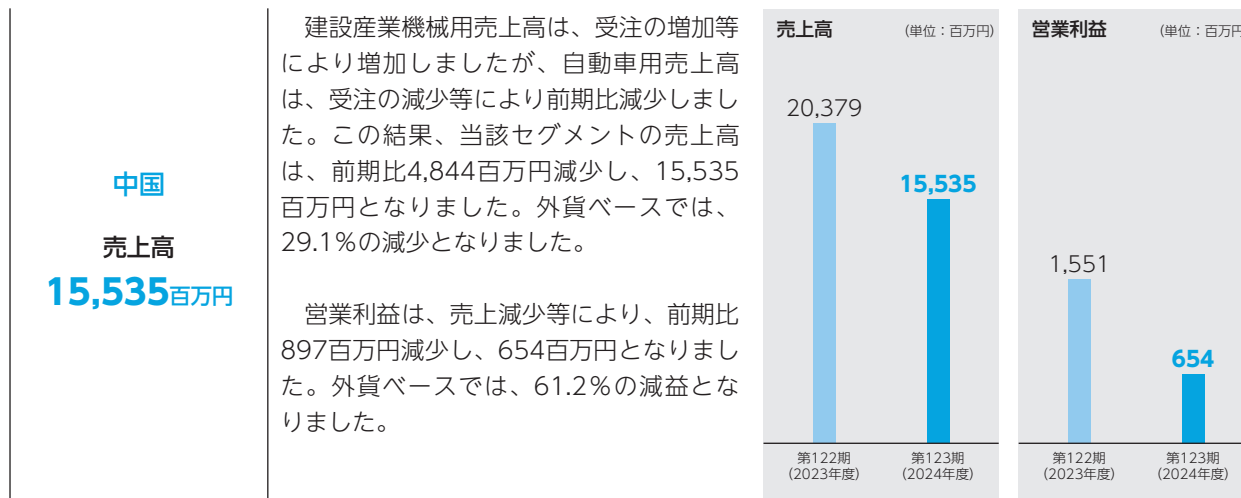
営業利益は、売価改善等により、前期比784百万円増加し、4,254百万円となりました。外貨ベースでは、11.1%の増益となりました。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)





(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の総投資額は、75億円（前期 77億円）、うち設備投資額は、53億円（前期 58億円）です。

(3) 資金調達の状況

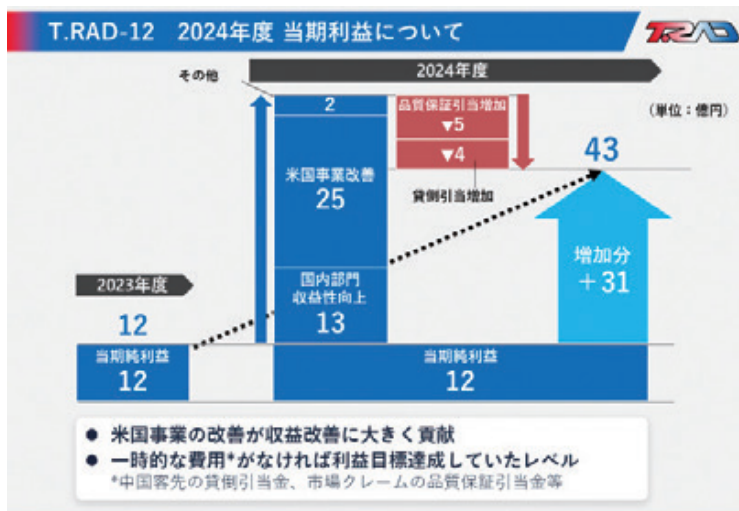
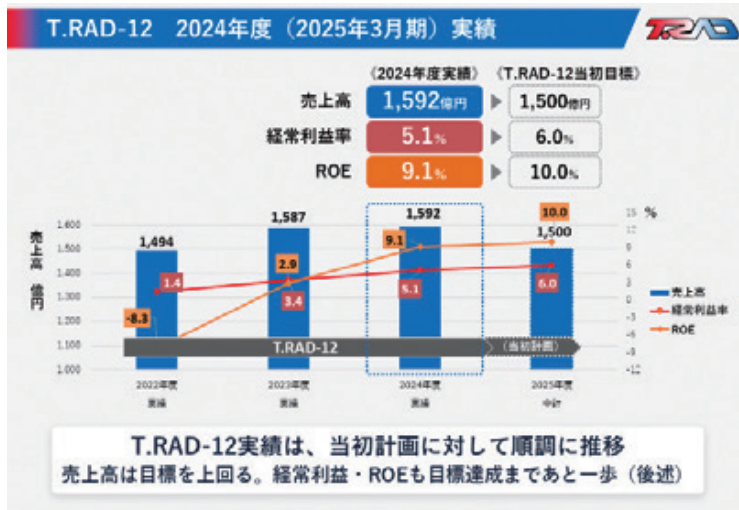
当連結会計年度における有利子負債は、前期比3,403百万円減少しました。

短期借入金	2,170百万円
1年内返済予定長期借入金	3,870百万円
リース未払金	477百万円
長期借入金	12,590百万円
長期リース未払金	2,403百万円
合計	21,511百万円

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画（T.RAD-12）から新中計（T.RAD-2025）へ

- ・ T.RAD-12の振り返り



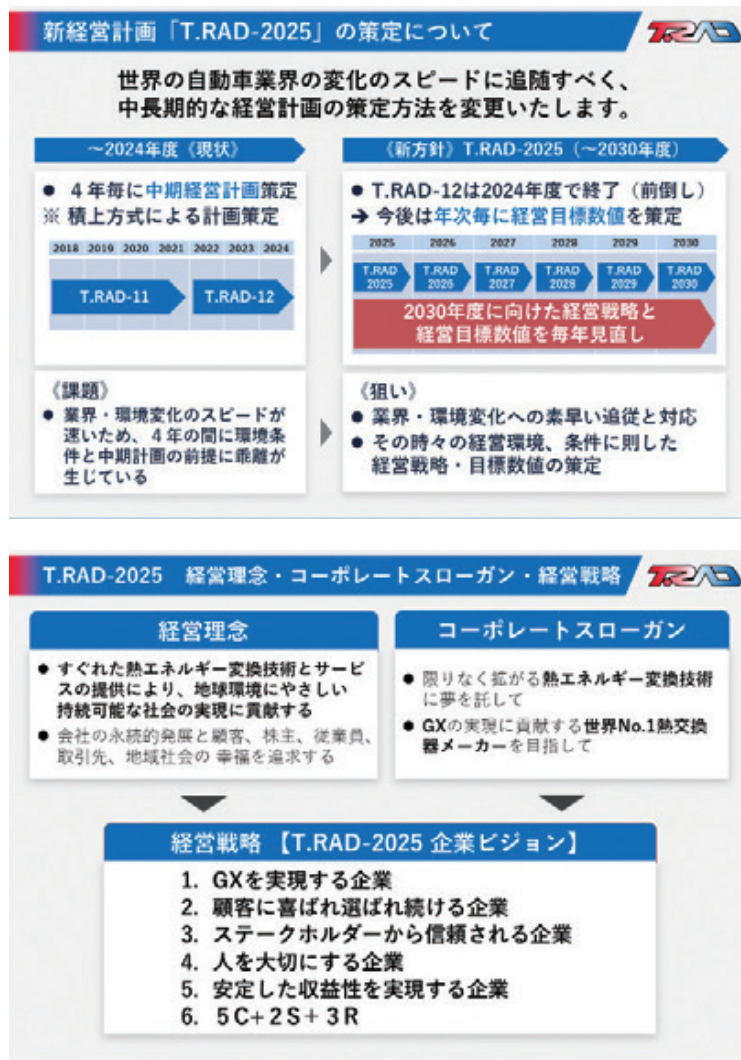
2024年度 T.RAD North America の大幅改善



T.RAD-12 資本配分実績 (2022～2024年度累計)



・新中計（T.RAD-2025）について



T.RAD-2025 5C+2S+3Rとは



(1)新しいことへチャレンジできる風土



(2) 取り巻く環境の変化及び
自らを変革することを恐れない活動



(3) 部門を超えたコミュニケーションと協力



(4) スピードを重視した活動



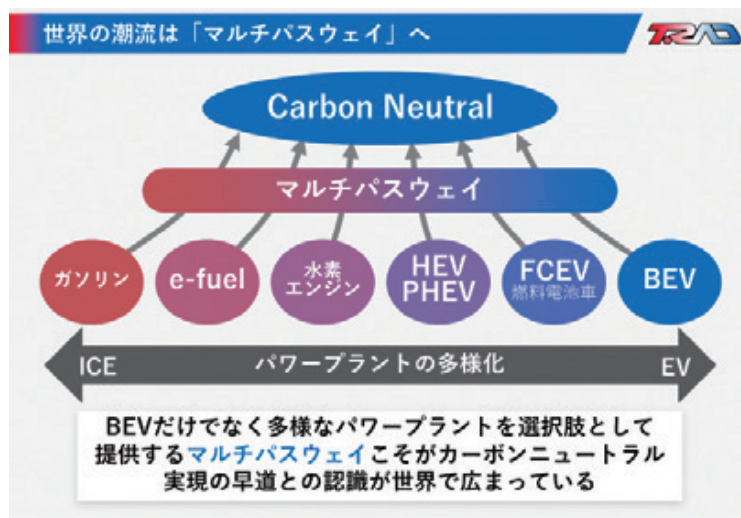
(5) 3Rの推進



T.RAD-2025 業績目標



② GXを実現する企業になるための取り組み

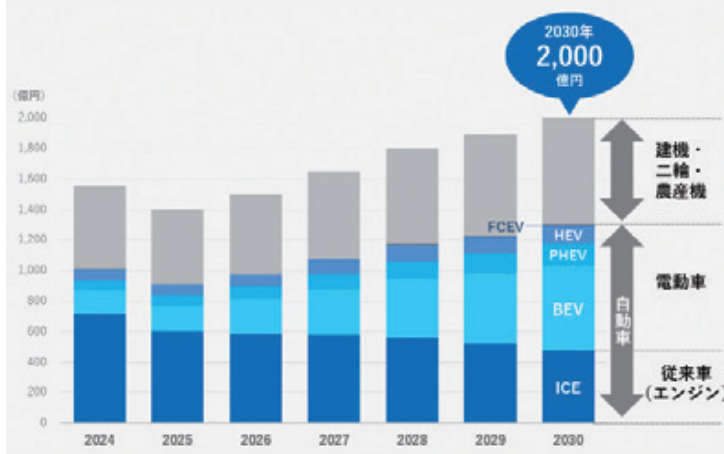


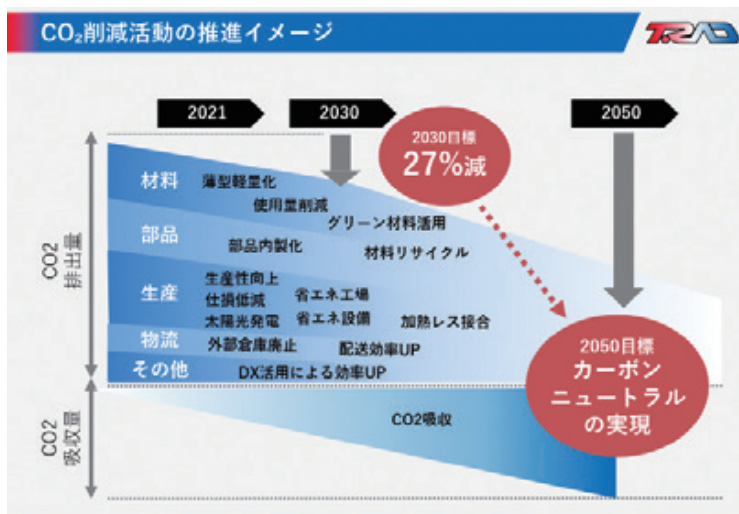
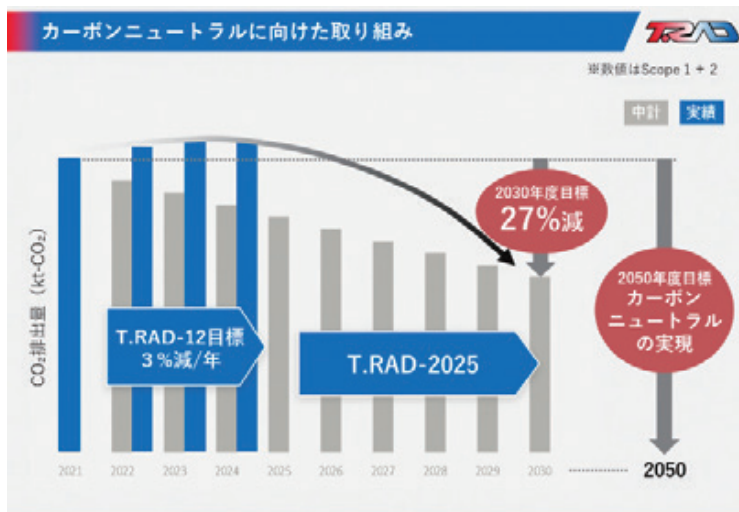
どのパワープラントにも熱交換器は必要



マルチパスウェイ時代において、
熱交換器ニーズはより多様化かつ増加していく
→ ティラドにとっては市場を拡げるチャンス！

カテゴリー別・パワープラント別 売上予測 ※当社予測





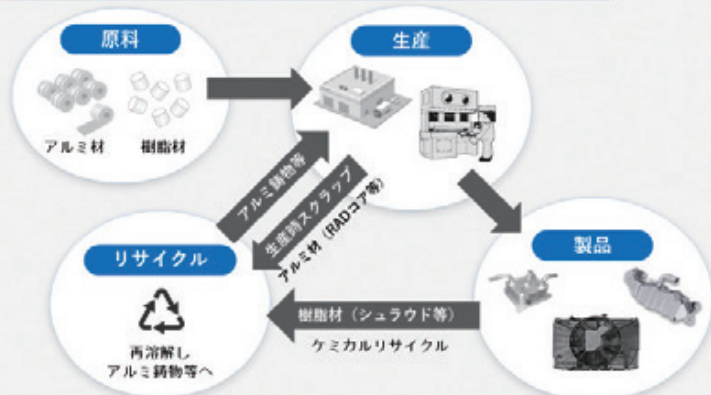
カーボンニュートラル活動実績（2024年度実績）



太陽光発電、窒素発生装置、エコ空調システム等の活用による
「省エネ工場」の実現～継続的にCO₂フリーの競争力ある電力入手への投資

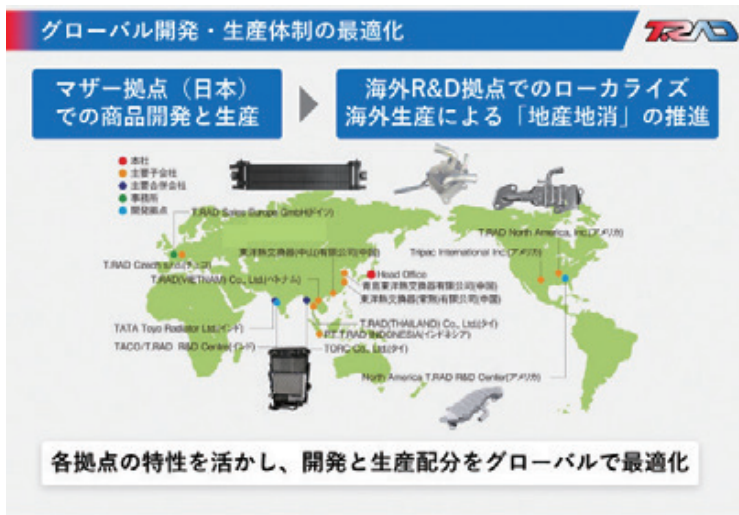
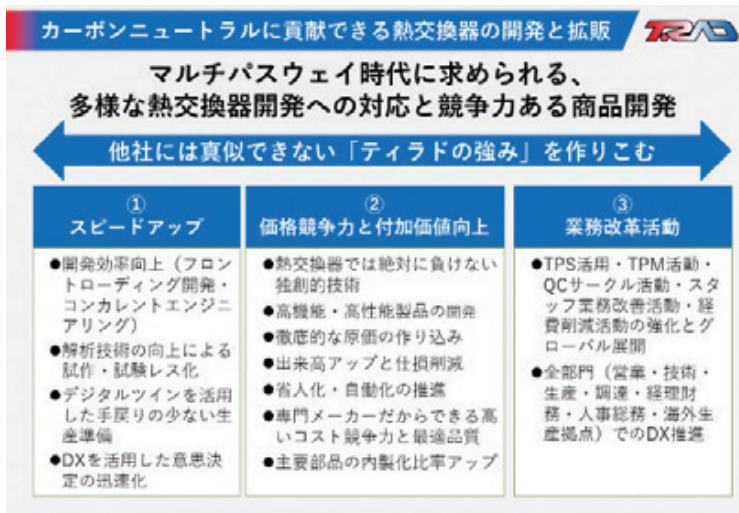


循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けた取り組み



アルミ材や樹脂材をはじめ、リサイクル推進で循環型社会に貢献

③ 顧客に喜ばれ、選ばれ続ける企業になるための取り組み



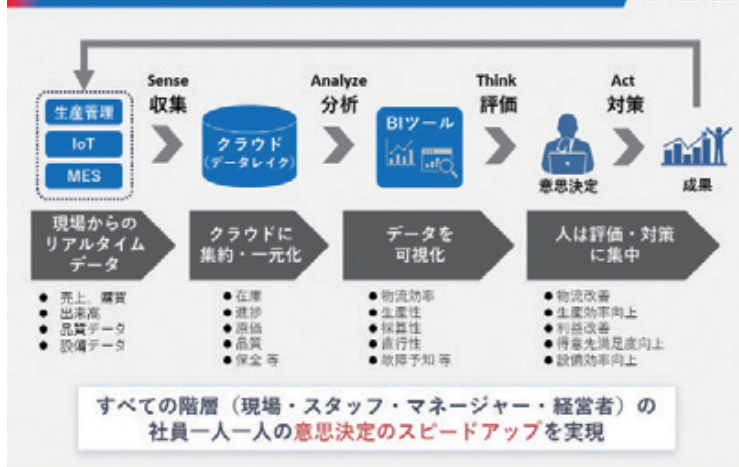


製造技術条件表・作業標準・動画マニュアル等を
クラウドデータベースで迅速にグローバル拠点に展開

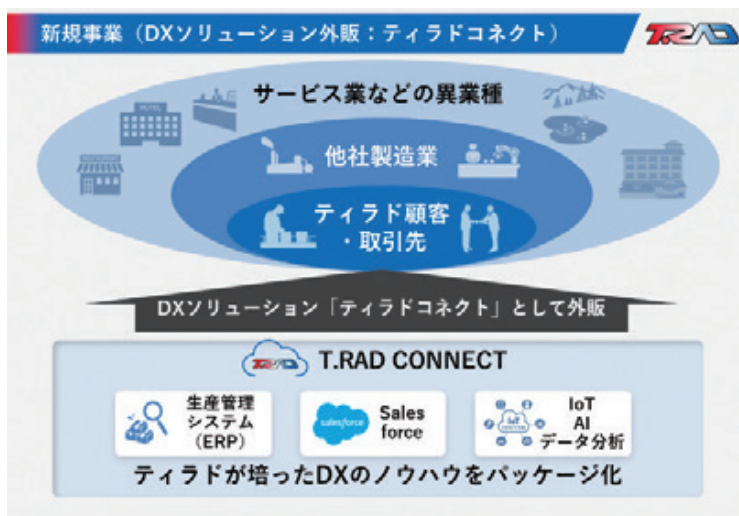
全社DXシステムを自社で企画・開発



PLM : Product Life Management
ELM : Equipment & Asset Life Management
ECM : Engineering Chain Management
MES : Manufacturing Execution System
SCM : Supply Chain Management

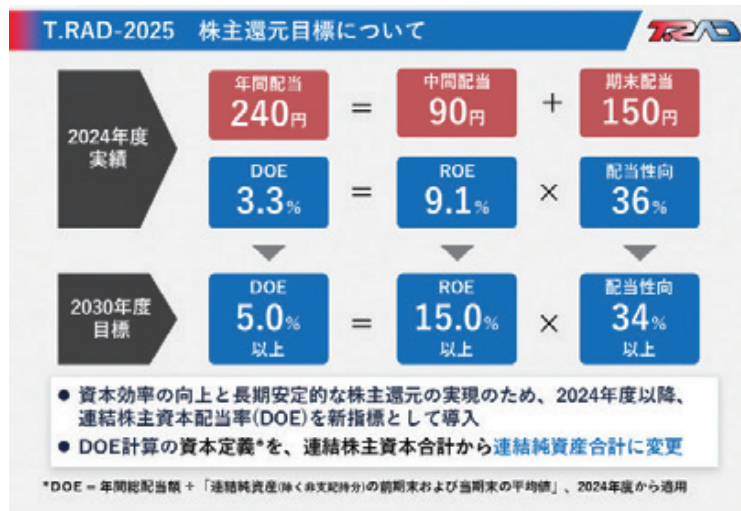
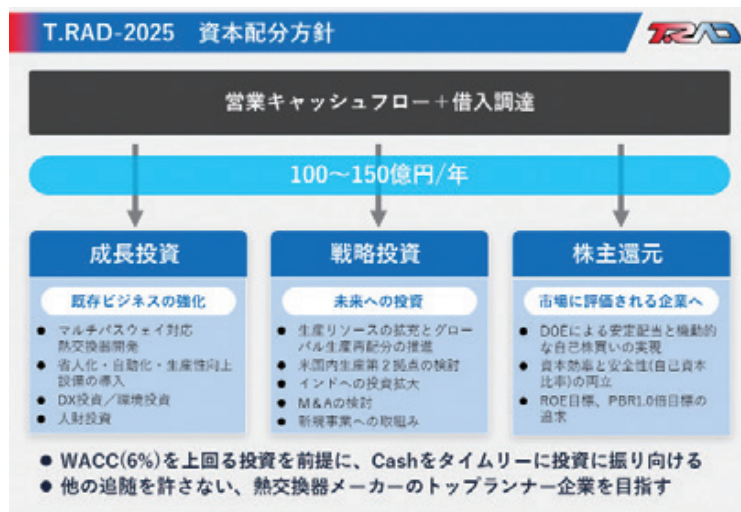


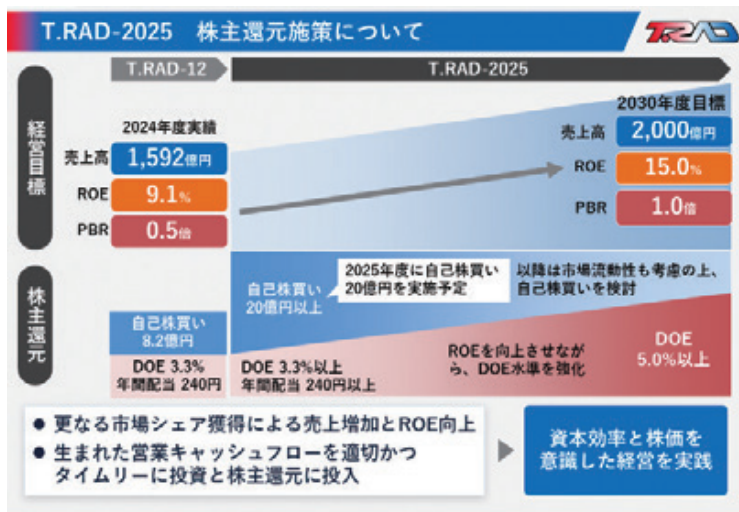
④ 新規事業への取り組み



⑤ 安定した収益性を実現する企業

- ・ステークホルダーから信頼される企業になるための取り組み





T.RAD-2025「働く株主」の推進



企業価値を高めるには、仕事を通じて人生の多くの時間を使い、会社と最も深く関与している従業員と役員が株主利益を大きく享受できる制度が必要

株式給付信託制度 (J-ESOP)



- 年一定額の株式ポイント
を全従業員に支給
- 配当を含めて複利で運用

ティラド 自社株投資会



- 従業員がティラドの
株式を積立購入

譲渡制限付き 株式報酬制度 RS



- 報酬の一部を株式で支給

- ① 株式保有による配当収入（インカムゲイン）
- ② 株価アップによる定年退職後の売却利益（キャピタルゲイン）

→ 企業価値が高まると、働いている人も豊かに

T.RAD-2025 IR基本方針



株主・投資家に対して適時適切に情報を開示

経営方針、財務内容、事業活動状況等

IR説明会



- 決算説明会の開催
- 決算説明会の内容
を動画や要約記事
にてホームページ
やSNS等で配信

株主総会



- 株主総会の内容を
動画にてホーム
ページ配信
- 株主総会事前質問
受付実施

海外投資家向け 情報発信



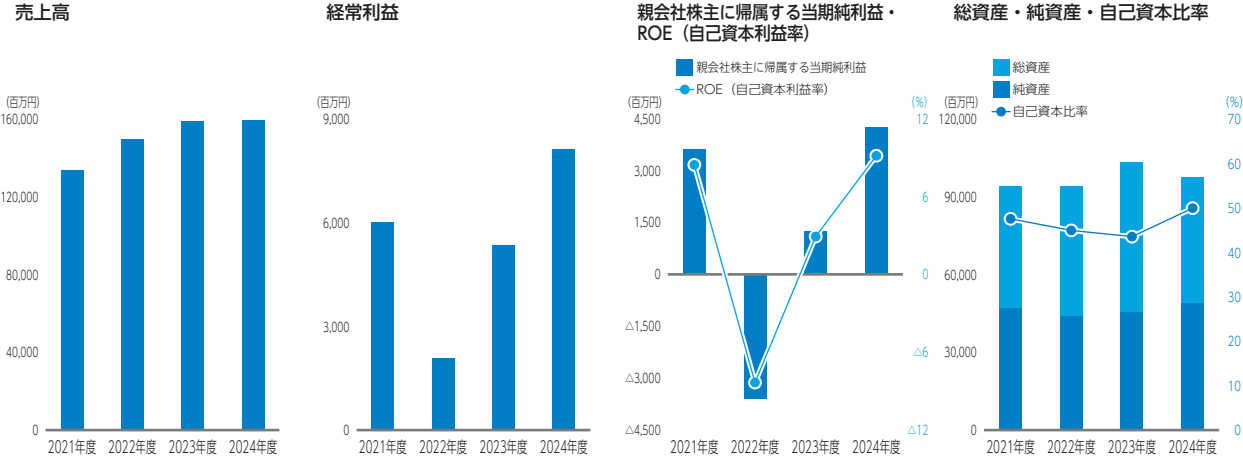
- 日本語と同時に
英文での決算短
信開示と株主総
会招集通知

⑥ 2025年度業績予測について



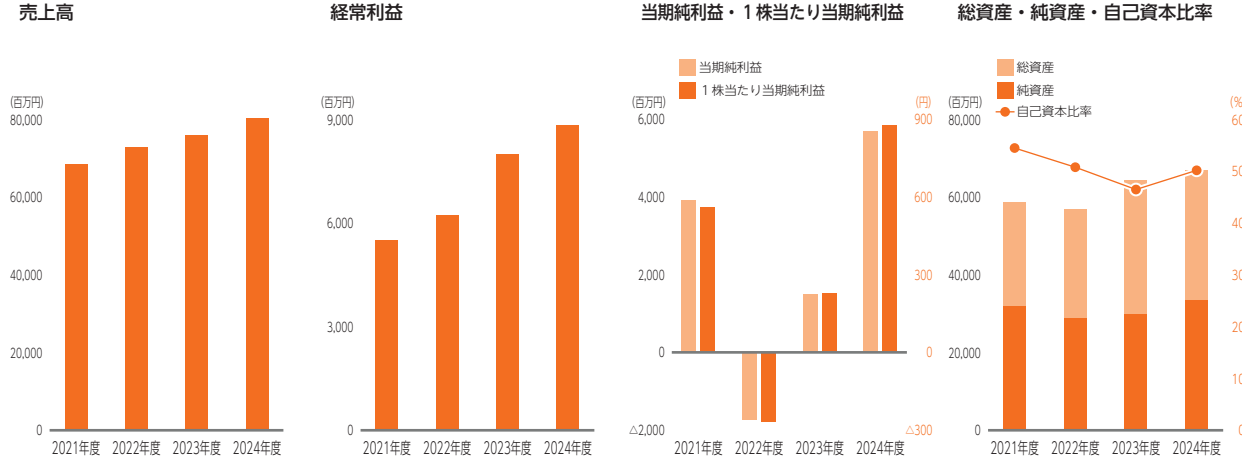
(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



区 分	2021年度 第120期	2022年度 第121期	2023年度 第122期	2024年度 第123期
売上高 (百万円)	133,581	149,413	158,659	159,235
営業利益 (百万円)	5,041	1,050	4,350	7,316
経常利益 (百万円)	5,997	2,083	5,339	8,101
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	3,600	△3,595	1,245	4,250
総資産額 (百万円)	93,756	94,098	103,087	97,486
純資産額 (百万円)	46,732	43,851	45,286	48,744
1株当たり純資産額 (円)	6,810.22	6,479.13	6,860.31	7,689.22
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	515.97	△550.88	190.52	653.84
自己資本比率 (%)	47.5	44.9	43.5	49.9
ROE (自己資本利益率) (%)	8.4	△8.3	2.9	9.1

② 当社の財産及び損益の状況の推移



区 分	2021年度 第120期	2022年度 第121期	2023年度 第122期	2024年度 第123期
売 上 高 (百万円)	68,308	72,783	75,848	80,196
営 業 利 益 (百万円)	1,473	1,136	1,472	2,795
経 常 利 益 (百万円)	5,496	6,220	7,988	8,827
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	3,901	△1,731	1,490	5,675
総 資 産 額 (百万円)	58,587	56,790	64,150	66,707
純 資 産 額 (百万円)	31,854	28,797	29,797	33,451
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	4,874.54	4,414.83	4,553.78	5,282.66
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	559.11	△265.23	228.09	873.08
自 己 資 本 比 率 (%)	54.4	50.7	46.4	50.1

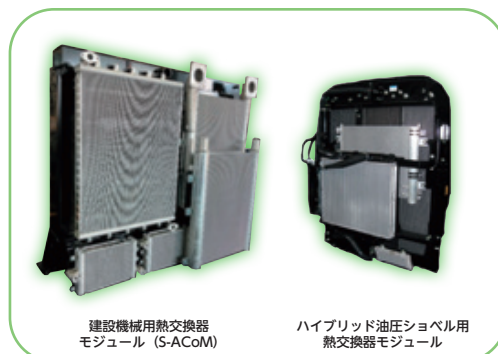
(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは自動車、建設・産業機械等の各種モビリティや発電機・空調機器等に用いられる熱交換器製品の研究・開発及び製造・販売を行っております。

ティラドの主要製品ー環境配慮型製品ー



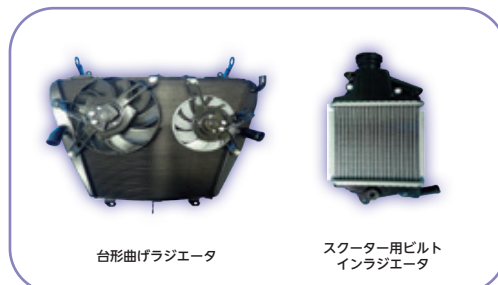
電動車 (BEV)・燃料電池車 (FCEV) 用熱交換器



建設機械用熱交換器



ハイブリッド車 (HEV) 用熱交換器



二輪車用熱交換器

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

企業集団の主要な営業所及び工場

(当社)

本社	東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
生産拠点	
秦野製作所	神奈川県秦野市
名古屋製作所	愛知県知多郡東浦町
滋賀製作所	滋賀県東近江市
開発拠点	
技術本部	神奈川県秦野市、愛知県名古屋市、滋賀県東近江市
営業拠点	
営業本部	東京都渋谷区、栃木県宇都宮市、神奈川県秦野市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市

(海外子会社)

T.RAD North America, Inc.	米国 ケンタッキー州
T.RAD (THAILAND) Co., Ltd.	タイ チャチェンサオ県
東洋熱交換器（中山）有限公司	中国 広東省中山市
T.RAD Czech s.r.o.	チェコ ウンホスト市
PT. T.RAD INDONESIA	インドネシア ジャワ島プカシ市
済寧東洋熱交換器有限公司	中国 山東省済寧市
東洋熱交換器（常熟）有限公司	中国 江蘇省常熟市
T.RAD (VIETNAM) CO., LTD	ベトナム ハナム省
Tripac International Inc.	米国 テキサス州
T.RAD Sales Europe GmbH	ドイツ シュトゥットガルト市
青島東洋熱交換器有限公司	中国 山東省青島市

(国内子会社)

株式会社ティラドロジスティクス	愛知県知多郡東浦町
株式会社ティラドコネクト	東京都渋谷区

(8) 重要な親会社及び子会社・持分法適用関連会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金及び出資金	議決権比率	主要な事業内容
T.RAD NorthAmerica,Inc.	204,000 千米ドル	100.0%	熱交換器の製造・販売 (米国)
T.RAD (THAILAND) Co.,Ltd.	390,500 千THB	100.0%	熱交換器の製造・販売 (タイ)
東洋熱交換器 (中山) 有限公司	107,601 千元	100.0%	熱交換器の製造・販売 (中国)
T.RAD Czech s.r.o.	624,000 千CZK	100.0%	熱交換器の製造・販売 (チェコ)
PT. T.RAD INDONESIA	7,300 千米ドル	100.0%	熱交換器の製造・販売 (インドネシア)
濟寧東洋熱交換器有限公司	3,000 千元	100.0%	熱交換器の製造・販売 (中国)
東洋熱交換器 (常熟) 有限公司	17,000 千米ドル	100.0%	熱交換器の製造・販売 (中国)
T.RAD (VIETNAM) CO.,LTD	6,300 千米ドル	100.0%	熱交換器の製造・販売 (ベトナム)
Tripac International Inc.	4,166 千米ドル	95.3%	熱交換器の製造・販売 (米国)
T.RAD Sales Europe GmbH	25,000 EUR	100.0%	欧州地区でのT.RADの営業業務
青島東洋熱交換器有限公司	141,779 千元	100.0%	熱交換器の製造・販売 (中国)
株式会社ティラドロジスティクス	48,900 千円	100.0%	貨物自動車運送 (日本)
株式会社ティラドコネクト	50,000 千円	100.0%	ソフトウェアの開発、販売 (日本)

③ 重要な持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金及び出資金	議決権比率	主要な事業内容
TATA TOYO RADIATOR Ltd.	320,000 千INR	49.0%	熱交換器の製造・販売 (インド)

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減 (名)
日本	1,531	7 増
米国	777	41 減
欧州	122	5 減
アジア	1,073	13 増
中国	662	66 減
報告セグメント計	4,165	92 減
その他	105	3 減
合 計	4,270	95 減

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,531	7 増	41.3	18.0

(注) 使用人数には当社連結子会社への出向者を除いております。

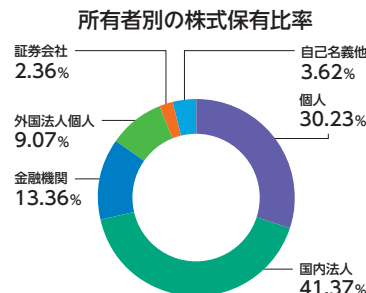
(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,810
株式会社三井住友銀行	3,020
三井住友信託銀行株式会社	2,320
株式会社三菱UFJ銀行	2,090
株式会社りそな銀行	1,000
株式会社静岡銀行	800
株式会社日本政策投資銀行	720
株式会社横浜銀行	500

(注) 上記は、当社における主要な借入先の状況であります。海外子会社は、含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,353,941株
(自己株式数238,470株※を除く。)
※株式給付信託の信託財産である21,700株は含まれておりません。
- (3) 株主数 5,695名
- (4) 大株主の状況（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
株式会社陣屋コネクト	2,200千株	34.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	575	9.0
ティラド取引先持株会	241	3.8
山崎金属産業株式会社	233	3.6
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	125	1.9
ティラド自社株投資会	112	1.7
日本生命保険相互会社	105	1.6
INTERACTIVE BROKERS LLC	89	1.4
岡谷鋼機株式会社	81	1.2
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	66	1.0

(注) 当社は自己株式238,470株を保有していますが、上記大株主の状況から除いています。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,640株	3名
社外取締役	515株	3名
監査役	1,038株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (4)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」[(d)非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針]に記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO兼COO 社長執行役員	宮 崎 富 夫	株式会社ティラドコネクト 代表取締役社長 株式会社陣屋コネクト 取締役オーナー
取締役常務執行役員	菊 山 辰 也	
取締役	高 橋 良 定	株式会社小松製作所 顧問 石川県 顧問（産業振興担当）
取締役	村 田 隆 一	三菱HCキャピタル株式会社 特別顧問
取締役	屠 錦 寧	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
常勤監査役	金 井 典 夫	
常勤監査役	田 村 恒 生	
監査役	大 庭 康 孝	公認会計士大庭事務所 所長 株式会社大庭マネジメントコンサルティング 代表取締役
監査役	遠 藤 三紀夫	

- (注) 1. 取締役高橋良定氏、取締役村田隆一氏及び取締役屠錦寧氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大庭康孝氏及び監査役遠藤三紀夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役高橋良定氏、取締役村田隆一氏、取締役屠錦寧氏、監査役大庭康孝氏及び監査役遠藤三紀夫氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役大庭康孝氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定により、同第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の認識がありながら行った行為等の場合を除く）。当該保険の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役・監査役・執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 取締役の個人別の報酬等（(c),(d)を除く。固定報酬）の額又は算定方法の決定方針

ア.取締役の報酬等については、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。内容については、月額報酬、業績連動報酬及び株式報酬を併用することにより単年度及び中長期の業績を反映するように構成する。

イ.社外取締役を除く取締役の報酬は、役位・職責に応じた月額報酬（固定報酬）、前事業年度の業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与）及び当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成される。

ウ.社外取締役は、月額報酬（固定報酬）、意欲向上を目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成される。

(b) 月額報酬（固定報酬）の額の決定方針

ア.すべての取締役に対し、職責を果たすことの対価として、各月、月額報酬（固定報酬）を支払う。

イ.前項の月額報酬の金額は、各取締役について職務執行の対価としての合理性、人材確保の必要性等を勘案して決定する。

ウ.月額報酬の決定は、取締役会が代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、過半数が独立社外役員から構成される指名報酬委員会の審議を踏まえて、役員区分、職位、常勤・非常勤の別に基づき決定する。

(c) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

ア.業績連動報酬（利益連動役員賞与）の算定方法及び支給時期は、会社の目的の一つである利益を出し、会社を成長・発展させることの対価として取締役会により決定する。現行の具体的な算定方法は、下記イのとおりである。

イ.取締役を支給する業績連動報酬の総額は、株式報酬制度の導入に伴い、当社の連結経常利益の1.2%とし、100百万円を超えないものとする。

ウ.各取締役への個別報酬は、上記イ.に基づき計算された総額を取締役の役位に応じた按分値を基に計算した金額（1,000 円未満四捨五入）とする。

(d) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

ア.取締役（社外取締役を除く）に対しては中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして、社外取締役に対しては企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲の向上を目的として、譲渡制限付株式報酬を支給する。

イ.取締役に対して、当社の普通株式を付与するための金銭報酬債権の額を年額100百万円以内（うち社外取締役は年額5百万円以内）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年80千株以内（うち社外取締役は年4千株以内）とする。なお、本株式報酬の各取締役への具体的な配分及び支給時期については、上記の目的に沿うように取締役会において決定する。

(e) 固定報酬等、業績連動報酬又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

社外取締役以外の取締役の報酬全体（標準時）における固定報酬の割合は約6割、業績連動報酬の割合は約2割、及び株式報酬の割合は約2割を目途として決定する。社外取締役の報酬は固定報酬を基本として、株式報酬の導入目的に沿うように株式報酬の支給額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 員 と の 員 数
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	159百万円 (19百万円)	80百万円 (18百万円)	57百万円 (－)	21百万円 (1百万円)	6名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	40百万円 (13百万円)	36百万円 (12百万円)	－	3百万円 (1百万円)	4名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	199百万円 (33百万円)	116百万円 (30百万円)	57百万円 (－)	25百万円 (3百万円)	10名 (5名)

- (注) 1. 上記には、2024年6月25日に退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役5名（うち社外取締役3名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結経常利益であり、その実績は8,101百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社では中期経営計画における目標値が連結経常利益率であることから、当該目標値との連動性を考慮したものであります。当社の業績連動報酬は、「4. (4)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に従い算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4. (4)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第115期定時株主総会において年額350百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第118期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年80千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。また、2024年6月25日開催の第122期定時株主総会において、社外取締役を対象とする株式報酬の額として、社外取締役の金銭報酬の内枠で年額5百万円以内、株式数の上限を年4千株以内（取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬との合計で80千株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は3名）です。
6. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第104期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月25日開催の第122期定時株主総会において、株式報酬の額として年額10百万円以内、株式数の上限を年8千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
7. 取締役会は、代表取締役CEO兼COO社長執行役員宮崎富夫氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役について職務執行の対価としての合理性及び人材確保の必要性の評価を行うには、代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役高橋良定氏は、株式会社小松製作所の顧問、石川県の顧問（産業振興担当）を兼務しております。なお、株式会社小松製作所は当社の特定関係事業者です。
- ・取締役村田隆一氏は、三菱HCキャピタル株式会社の特別顧問を兼務しております。なお、当社は三菱HCキャピタル株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役屠錦寧氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大庭康孝氏は、公認会計士大庭事務所の所長及び株式会社大庭マネジメントコンサルタンツの代表取締役を兼務しております。なお、当社は公認会計士大庭事務所及び株式会社大庭マネジメントコンサルタンツとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	社外取締役、社外監査役の出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高 橋 良 定	取締役会に13回中13回出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営全般に関して、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役の監督を適切に行っております。
取締役 村 田 隆 一	取締役会に13回中13回出席し、異業種を含む企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営全般に関して、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役の監督を適切に行っております。
取締役 屠 錦 寧	取締役会に13回中13回出席し、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令順守の精神をもって、当社の経営全般に関して、当社グループの企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員を務め、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役の監督を適切に行っております。
監査役 大 庭 康 孝	取締役会に13回中13回、監査役会に13回中13回出席しています。取締役会において主に公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役 遠 藤 三紀夫	取締役会に13回中13回、監査役会に13回中13回出席しています。取締役会において経営者及び市長としての豊富な経験と高い見識をもって意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の会計監査人の職務執行状況のほか、監査計画と実績の比較及び新事業年度の報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該株式会社の子会社(重要なものに限る。)の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(文中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	61,419	66,617
現金及び預金	16,926	20,332
受取手形	575	1,080
電子記録債権	2,151	3,191
売掛金	24,677	25,587
有価証券	-	299
商品及び製品	3,563	3,572
仕掛品	1,090	991
原材料及び貯蔵品	10,130	8,985
その他	2,799	2,703
貸倒引当金	△494	△127
固定資産	36,067	36,470
有形固定資産	28,331	28,135
建物及び構築物	6,248	6,175
機械装置及び運搬具	12,266	12,694
土地	2,568	2,509
建設仮勘定	4,044	3,650
その他	3,202	3,105
無形固定資産	1,883	3,125
投資その他の資産	5,851	5,210
投資有価証券	2,841	1,998
退職給付に係る資産	2,300	2,431
繰延税金資産	225	226
その他	484	558
貸倒引当金	-	△5
資産合計	97,486	103,087

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	32,003	39,043
支払手形及び買掛金	12,550	15,685
電子記録債務	3,623	5,917
短期借入金	2,170	6,912
1年内返済予定長期借入金	3,870	619
未払費用	3,687	3,793
未払法人税等	849	1,089
賞与引当金	1,696	1,667
役員賞与引当金	54	32
製品保証引当金	1,209	787
受注損失引当金	214	228
営業外電子記録債務	241	482
その他	1,835	1,827
固定負債	16,738	18,758
長期借入金	12,590	14,340
退職給付に係る負債	404	294
繰延税金負債	1,017	1,315
その他	2,727	2,808
負債合計	48,742	57,801
(純資産の部)		
株主資本	40,059	37,877
資本金	8,570	8,570
資本剰余金	6,877	6,911
利益剰余金	25,512	22,510
自己株式	△901	△114
その他の包括利益累計額	8,630	7,012
その他有価証券評価差額金	18	19
為替換算調整勘定	6,976	5,012
退職給付に係る調整累計額	1,635	1,980
非支配株主持分	54	396
純資産合計	48,744	45,286
負債純資産合計	97,486	103,087

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	159,235	158,659
売上原価	139,108	143,761
売上総利益	20,127	14,898
販売費及び一般管理費	12,810	10,547
営業利益	7,316	4,350
営業外収益	1,195	1,639
受取利息及び配当金	310	251
持分法による投資利益	492	569
為替差益	6	508
その他	386	310
営業外費用	410	650
支払利息	407	642
その他	3	8
経常利益	8,101	5,339
特別利益	12	505
固定資産売却益	12	87
投資有価証券売却益	-	199
関係会社株式売却益	-	218
特別損失	1,531	1,726
固定資産売却損	11	9
固定資産除却損	1,217	92
減損損失	303	1,623
税金等調整前当期純利益	6,582	4,118
法人税、住民税及び事業税	2,423	2,710
法人税等調整額	△102	72
当期純利益	4,261	1,336
非支配株主に帰属する当期純利益	11	90
親会社株主に帰属する当期純利益	4,250	1,245

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表(単体) (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	30,996	32,500
現金及び預金	3,801	5,272
電子記録債権	2,151	3,191
売掛金	16,642	16,909
有価証券	-	299
商品及び製品	1,868	1,560
仕掛品	600	876
原材料及び貯蔵品	2,257	2,144
未収入金	3,550	2,111
その他の流動資産	123	133
固定資産	35,710	31,650
有形固定資産	14,325	14,047
建物	2,765	3,057
構築物	235	274
機械及び装置	5,973	6,445
車両運搬具	57	27
工具器具及び備品	908	874
土地	1,782	1,782
建設仮勘定	2,601	1,583
その他の有形固定資産	1	3
無形固定資産	1,605	2,668
ソフトウェア	1,128	414
その他の無形固定資産	476	2,253
投資その他の資産	19,780	14,934
投資有価証券	39	40
関係会社株式	11,095	5,868
出資金	72	73
関係会社出資金	8,124	7,807
保険積立金	-	16
長期前払費用	7	11
繰延税金資産	1,087	997
その他の投資	130	126
貸倒引当金	-	△5
投資損失引当金	△776	-
資産合計	66,707	64,150

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	20,378	19,483
電子記録債務	3,623	5,917
買掛金	7,320	7,624
短期借入金	200	330
1年内返済予定長期借入金	3,870	610
未払金	390	385
未払費用	1,668	1,620
未払法人税等	393	515
賞与引当金	1,615	1,600
役員賞与引当金	54	32
製品保証引当金	392	35
営業外電子記録債務	241	482
その他の流動負債	608	330
固定負債	12,877	14,869
長期借入金	12,590	14,340
退職給付引当金	34	391
株式給付引当金	176	42
その他の固定負債	76	95
負債合計	33,256	34,352
(純資産の部)		
株主資本	33,432	29,777
資本金	8,570	8,570
資本剰余金	7,344	7,331
資本準備金	7,331	7,331
その他資本剰余金	13	-
利益剰余金	18,417	13,991
利益準備金	1,097	1,097
その他利益剰余金	17,320	12,893
配当準備積立金	500	500
固定資産圧縮積立金	95	100
別途積立金	8,130	8,130
繰越利益剰余金	8,595	4,163
自己株式	△901	△114
評価・換算差額等	18	19
その他有価証券評価差額金	18	19
純資産合計	33,451	29,797
負債及び純資産合計	66,707	64,150

損益計算書(単体) (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	80,196	75,848
売上原価	68,741	67,154
売上総利益	11,455	8,694
販売費及び一般管理費	8,659	7,222
営業利益	2,795	1,472
営業外収益	6,147	6,587
受取利息及び配当金	5,892	6,092
為替差益	35	322
その他の営業外収益	218	172
営業外費用	115	71
支払利息	114	66
その他の営業外費用	0	4
経常利益	8,827	7,988
特別利益	5	272
固定資産売却益	5	73
投資有価証券売却益	-	199
特別損失	2,168	5,489
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	1,325	76
投資損失引当金繰入額	776	-
関係会社株式売却損	-	130
関係会社株式評価損	-	3,877
関係会社出資金評価損	65	1,405
減損損失	0	-
税引前当期純利益	6,664	2,771
法人税、住民税及び事業税	1,080	1,327
法人税等調整額	△90	△47
当期純利益	5,675	1,490

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社ティラド
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東 京 オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 篠 崎 和 博
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 泉 智 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティラドの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社ティラド
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東 京 オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 篠 崎 和 博
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 泉 智 則
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティラドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムについて、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社ティラド 監査役会

常勤監査役	金 井 典 夫
常勤監査役	田 村 恒 生
社外監査役	大 庭 康 孝
社外監査役	遠 藤 三紀夫

以 上

よくあるご質問

Q1 米国関税政策の影響は？ また北米事業への影響は？

北米事業については、2024年度より、「生産負荷低減活動（グローバル生産配分により日本、タイ、ベトナムから完成品・半製品を北米に供給）」を開始し、生産アイテム絞り込み、既存アイテムの生産安定化が奏功、徐々に原価低減の成果が出始めた状況でした。

今般、トランプ政権による関税政策変更により、他拠点から北米子会社に供給されているアルミ製品には、2025年4月以降、25%の関税が付加されている状況です。一時的に延期されている、自動車部品への関税や、相互関税の発動等、今後も当社北米事業にはコスト上昇圧力がかかる可能性があります。

関税分のコストアップは、取引先への売価吸収の議論を進めている状況です。また、部材料調達ルートの再構築や、中期的には、自動化設備の導入等、北米での生産能力向上にも取り組む予定です。

北米事業は、2025年度については前期比減収減益の予想としておりますが、依然、最重要市場のひとつであり、売上、収益増強に努めてまいります。

Q2 コスト上昇の取引先への転嫁状況は？

2022年より急激なコスト上昇があり、2024年度も材料・部品、労務費、エネルギーなどで影響が出ています。

当社では取引先との適正な交渉を経て、主要取引先への価格転嫁を進めております。

2025年はさらに補給部品などの適正取引化などにも注力してまいります。

一方で各取引先は原価低減活動を再開しており、当社も引き続き競争力の維持に努めてまいります。

Q3 仕入先との金型保管問題が報道されているが、影響は？

当社も掲げているパートナーシップ構築宣言に基づき、各仕入先の皆様と継続して対話と協議を続けてまいります。

仕入先からの材料費・労務費・エネルギー費・物流費等の値上げ・金型保管費用が発生しております。

また、2026年1月に予定されている下請法の改正についても適切に対応してまいります。

Q 4 2025年度の業績見込みは？

2025年度の連結の通期業績は、売上1,400億円（前期比12.1%減）、営業利益36億円（前期比50.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益20億円（前期比52.9%減）、と予想しております。米国の関税政策の状況にも鑑み、業績予想におきましては、複数の保守的シナリオを検討いたしました。関税以外にも、戦争・紛争の継続や、中国経済の先行きは依然不透明であり、業績予想そのものが、様々な不確実性を前提としたものであることをお伝えいたします。地域セグメントについては、関税によるリセッションリスクも勘案し、米国は減収減益を予想しております。中国では日系OEMメーカーの苦戦が継続する予想であり、減収減益予想となっております。

（単位 億円）

	売上高	前期比	営業利益	前期比
日本	668	△51	4	△23
米国	371	△74	△9	△3
欧州	30	△19	△0	△0
アジア	210	△11	35	△8
中国	117	△38	6	△1
調整他	3	0	0	△2
（合計）	1,400	△192	36	△37

※海外子会社業績につきましては、当社の設定する予測為替レートにより換算しております。主要通貨換算レート：USドル143.55円、中国元20.7円

Q 5 車両電動化の影響は？

今後、車両の電動化が進むと、パワープラント別に見て、搭載される熱交換器の台数は減らず、むしろ増えていく傾向にあります。2種類のラジエータを一体化した多機能タイプのニーズも増える見込みです。また、電気自動車はエンジン自動車と比べ、外気との温度差が小さいため、熱交換器にはより大きな放熱面積が必要となり、その結果、熱交換器は比較的大きなものとなります。

このような変化を当社はシェア拡大の好機と捉え、電動車ばかりでなくe-fuelや水素エンジンを含めたマルチパスウェイに対応すべく、様々な熱交換器を開発提案してまいります。

Q 6 国内外の業界再編の影響は？

取引先の環境変化により、これまでの系列構造は更に軟化してきております。

その中で、国内外の調達方針に変化がみられる取引先もあります。

当社への新規ビジネス引合については十分な検討のうえ、機会損失の無いよう活動を進めてまいります。

Q 7 中国での日系取引先の不調の影響は？

中国での日系取引先は競争環境の激化、市場での電動車構成の急激な変化により厳しさを増しています。

当社現地子会社の販売は2024年度でも前期比減少し、2025年度は更に減少が見込まれます。

非日系メーカーへのビジネス取組を推進し、新規顧客、xEV適用製品の拡大に取り組んでおります。

Q 8 IT技術活用による業務改革の推進（DX）はどのように進んでいるのか？

当社は、多様化する顧客ニーズへの迅速な対応とカーボンニュートラル推進のためにはDX推進が重要な施策と位置付けております。

当社DXの全体構想として、システム同士を連携させ、あらゆるデータを収集・一元管理することにより、ユーザーが当該データ分析により、気づきを得て、様々な経営課題解決のための判断や戦略・施策立案に集中できるサイクル構築を目指してまいります。

具体的には、

- ・生産現場からのリアルタイムデータを収集
- ・クラウドに集約、一元化
- ・データを組み合わせ、可視化
- ・人は評価、対策に集中
- ・意思決定を高速化

となります。

また、生産管理システムと会計システムをグローバルで統合し、業務プロセスを標準化し、生産性向上とガバナンス強化を図ってまいります。

Q 9 グリーン転換（GX）への取り組みはどうなっているのか？また2050年までに温室効果ガス排出をゼロにできるのか？

2024年度の太陽光発電導入や省エネ設備導入等による削減効果は2021年度比6,674tCO₂（約7%相当）でしたが、生産量の増加（売上増加）により排出量は2021年度比37,574tCO₂（約8.4%増）となっております。

今後2050年カーボンニュートラル達成に向けてScope1+2の削減（エネルギー効率の高い設備、太陽光発電、窒素発生装置、地下水と熱交換器を利用した空調システムなどの導入）をさらに進めながら、排出量の8割を占めるScope3について、製造時にCO₂排出量の少ないアルミニウム材の採用や、リサイクルアルミを開発・採用するなどして、当社がライフサイクルで排出するCO₂を削減してまいります。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2025年6月23日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

二次元コードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※二次元コードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

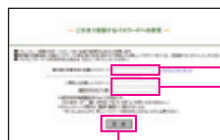
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しい
パスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)



書面(郵送)による議決権行使

行使期限 2025年6月23日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



会場へ出席

議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。
駐車場の用意はしておりませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

日時 2025年6月24日(火曜日) 午後3時

議決権行使に関するご案内

- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット等接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主様専用特設ページのご案内

当社ウェブサイトにて、第123期定時株主総会に関する株主様専用の特設ページを開設いたします。
特設ページでは事前質問の受付がご利用いただけます。

【ご利用方法】

- ・以下のアドレス又は二次元コードからアクセスください。

<https://www.trad.co.jp/250624/>



- ・質問受付 2025年6月2日(月)午前10時～6月17日(火)午後5時30分
- ・下記ID及びパスワードを入力してログインしてください。

【ご注意事項】

- ・すべてのご質問に回答できない場合がありますことをご了承ください。
- ・ご質問に際しては、当社ウェブサイトに掲載しております株主総会招集ご通知の「よくあるご質問」もご参照ください。
- ・当社ウェブサイトをご閲覧いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

当日の模様の後日配信

当日の模様を当社ウェブサイトにて後日配信いたします。

【ご注意事項】

- ・後日配信については、ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまった際は、後日配信において、個人を判別できないように映像を加工いたします。
- ・後日配信においては、株主様からのご質問部分は割愛させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・後日配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- ・万一、何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル3階会議室



●交通

J R 線
京 王 線 …「新宿駅南口・西口」より徒歩15分
小 田 急 線
東京メトロ丸ノ内線

都 営 新 宿 線 …「新宿駅・新都心口」より徒歩7分
京 王 新 線

都 営 大 江 戸 線 …「都庁前駅・A4出口」より徒歩7分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



本総会出席者へのお土産はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第123期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを
確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制その他業務の適正を確保する体制—運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 **ティラド**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び従業員が、社会の一員として社会的責任を果たし信頼される企業となるために、「コンプライアンス規定」を制定しており、法令・企業倫理及び社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう教育・研修を通じ徹底を図っています。
- ② 内部監査を行う専担部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、専担者を置き、内部監査規定を定め、内部監査マニュアルを作成し、社内業務が法令・社内規定等に準拠しているかどうかを検証しています。なお、内部監査室は社長直轄とし、監査役とも緊密な連携を図っています。
- ③ コンプライアンスに関する社内報告・相談体制のひとつの手段としてインターネット上に専用の「投稿サイト」を設置しており、法令違反やコンプライアンスに関する問題の早期発見と解決を図っています。

なお、2006年6月に成立した金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」(所謂J-SOX法)は、当社の場合、2009年3月期から適用されました。内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者及び全社的な管理体制など経営者が定めるべき基本方針についても、2008年3月の取締役会において決議し、「ティラド内部統制基本方針」として社内規定化して、財務報告の信頼性の確保に努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 取締役会等経営に係る諸会議の議事録や重要な情報、及び当社の株主、顧客、仕入先などのステークホルダーに関する重要情報については、その保護の観点から「重要情報管理要領」に従い情報漏洩の未然防止を図っています。
- ② 職務の執行に係る重要な文書（電磁的媒体も含む）は「文書管理規定」を定め、その定める方法により、整理、保管、保存またその廃棄を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規定」を定め、自然災害や火災等のみならず会社の存続に係る重要なリスクを適切に認識し評価した上で、それらリスクを適切に管理するための管理体制を構築しています。自然災害や火災等の危機発生時の危機管理体制については、会社の事業継続を図る観点から「事業継続運用要領」を定めており、それら規定により、危機発生時の対応を適切に図っています。なお、規定等は随時、新設・改定を行っています。
- ② 内部監査室は、必要によりリスク管理体制の有効性・効率性について検証を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うために下記の体制を構築しております。

会議体	開催頻度	メンバー	目的
取締役会	毎月1回	当社取締役・監査役・常務執行役員	業務執行に関する意思決定を行うこと。
常務会	毎週1回	当社常勤取締役・常務執行役員	全般的経営方針を確立し、重要事項を決定すること。
経営会議	毎月1回	当社取締役・監査役・常務執行役員・執行役員・幹部社員	業務執行状況・重要事項及び課題を関係者が共有すること。
マネジメントレビュー	6か月に1回	当社常勤取締役・常務執行役員	経営方針の展開状況、業務執行の達成状況を確認すること。

なお、業務の運営に関しては、将来の事業環境を踏まえ、当社及び各子会社の目標値を中期経営計画及び年度方針・予算として策定し、それに基づく実績管理を行っています。また、内部監査室は、必要により業務の執行状況の有効性・効率性に関し検証し、改善に向けた提言を行っています。

(5) 会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 年1回「方針説明会」を開催、また6か月に1回、当社取締役・常務執行役員を評価者として、業務のマネジメントレビューを実施し、国内・海外の業績実績の報告・方針等が適切に進捗しているかの確認・評価及び計画の承認が行われる体制を構築しています。
- ② 当社グループ全体が社会的責任を果たし信頼されるグループとなるため、グループ全体に適用される行動指針として、「T.RAD HAND BOOK」にT.RAD行動規範を定め、グループ全体での共有・浸透を図っています。
- ③ 「グループ会社管理規定」及び「グループ会社管理決裁権限要領」を定め、それに基づき子会社の経営管理を行い、業務の適正性の確保を図っています。
- ④ 内部監査室は、必要に応じ子会社各社の担当部署と連携し子会社各社業務の法令・規定等に関する準拠性、及び業務の有効性・効率性の検証を行っています。

- ⑤ 当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、重要な子会社に対し以下の体制の構築を求め、そのために必要な指導・助言を行っています。
- (i) 各子会社は、リスク管理に関する基本方針を定め、リスクに応じ適切な情報伝達と緊急体制を整備しています。また、各子会社は、大規模地震、火災等の自然災害に備えた事業継続、緊急事態対応及び防災訓練等に関する規定を定め、危機発生時の対応を適切に行っています。
 - (ii) 各子会社は、「行動倫理規定」を定め、法令及び企業倫理・社内規定を遵守して適切な行動をとるよう教育・研修を行い、コンプライアンスについて周知徹底を図っています。また、各子会社は、各社に応じた内部監査制度、内部通報制度等を構築してコンプライアンスを確保し、これに反する事態が生じたときは適切な是正措置をとっています。
 - (iii) 各子会社は、それぞれ職務権限規定、決裁規定等を整備し、意思決定や業務執行の透明化と効率化を図っています。また、各子会社は、当社の経営方針や中期計画、これらに基づいて作成された年度方針の進捗状況をチェックできる体制を整備し、各子会社の代表取締役は定期的にレビューを行っています。
 - (iv) 各子会社は、重要情報管理要領を制定し、各子会社の運営に係る諸会議の議事録その他の記録や重要な情報（各子会社のステークホルダーに関する重要情報を含む）を適切に管理し、情報漏洩等を未然に防止しています。
- ⑥ 当社は、「グループ会社管理規定」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行っています。
- ⑦ 子会社において、不正の行為、法令・定款若しくは社内規定に反する重大な事実、その他当該子会社又は当社グループに重大な損害が発生するおそれがある事実が発見された場合、子会社の役員又は従業員は、ただちに当社に報告し、また報告を受けた者は、ただちにその事実を監査役に報告する制度を整備しています。
- ⑧ 各子会社は、前項の報告をした子会社の役員又は従業員が、それによって不利益を受けることがないような通報制度を整備しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その必要性及び人事については取締役と監査役が協議して決定しています。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の補助者は、業務の執行に係る職務を兼務しません。
- ② 監査役の補助者の異動等人事に関する事項については、監査役と事前協議しています。

(8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができます。
- ② 監査役に報告した者については、異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を理由に不利益な取扱いとはできないこととしています。
- ③ 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、実効的な監査を行うため、内部統制システムの整備等に密接に関連する部署である内部監査室と十分な連携を図っています。
- ② 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができます。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制―運用状況の概要

(1) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催しています。また、会社の全般的経営方針を確立し、かつ重要事項を決定するにあたり、原則として毎週1回常務会を開催し、関係者が協議を行っています。さらに、業務執行状況・重要事項及び課題を関係者が共有するため、経営会議を毎月1回開催しています。

方針やその他業務の進捗、展開状況については、約6か月に1回、マネジメントレビューを実施し、方針等が適切に進捗されているかの確認を行っています。

なお、取締役会の機能向上を目的に、当事業年度における取締役会の実効性について評価・検証を行いました。この結果、当社の取締役会は、構成・運営、役割・責務のそれぞれについて、おおむね適切に運用されていると評価されました。今後も引き続き、取締役会の審議の質の向上に努めて参ります。

(2) 子会社における業務の適正を確保するための取り組み

当社では、子会社における業務が適正に行われることを確保するため、当社の内部監査部門が中心となって監査を実施してガバナンス体制の検証及び見直しを行い、体制の整備を行っています。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社の役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信すると共に、コンプライアンス研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

また、コンプライアンス推進のための推進組織体を通じて、全体への周知事項の徹底や、改善項目の討議、規定・要領の改定検討など、関連する様々な案件を議論し、意識向上と体制づくりを進めています。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社の取締役会に出席し、重要案件についての報告を受けているほか、取締役や役職員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日期首残高	8,570	6,911	22,510	△114	37,877
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,248		△1,248
親会社株主に帰属する当期純利益			4,250		4,250
自己株式の取得				△820	△820
自己株式の処分		13		33	47
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△47			△47
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）			0		0
連結会計年度中の変動額合計	－	△34	3,001	△786	2,181
2025年3月31日期末残高	8,570	6,877	25,512	△901	40,059

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日期首残高	19	5,012	1,980	7,012	396	45,286
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,248
親会社株主に帰属する当期純利益						4,250
自己株式の取得						△820
自己株式の処分						47
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△47
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△0	1,964	△345	1,618	△342	1,276
連結会計年度中の変動額合計	△0	1,964	△345	1,618	△342	3,457
2025年3月31日期末残高	18	6,976	1,635	8,630	54	48,744

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 13社

T.RAD North America,Inc.、(株)ティラドロジスティクス、T.RAD (THAILAND) Co.,Ltd.、東洋熱交換器（中山）有限公司、T.RAD Czech s.r.o.、PT. T.RAD INDONESIA、濟寧東洋熱交換器有限公司、東洋熱交換器（常熟）有限公司、T.RAD(VIETNAM)CO.,LTD.、Tripac International Inc.、T.RAD Sales Europe GmbH、青島東洋熱交換器有限公司、(株)ティラドコネクト

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

TATA TOYO RADIATOR Ltd.

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社11社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、(株)ティラドロジスティクス及び(株)ティラドコネクトの決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 総平均法による原価法

ただし、外貨建その他有価証券は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

在外連結子会社は主として先入先出法による低価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 主として定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却する方法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法によっております。

無形固定資産 : 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、ソフトウェア
(リース資産を除く) (自社利用分) については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 : リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権及びその他の債権について貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与に備えて、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

製品保証引当金……………製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。また、個別に発生が見込まれるクレーム費支出については、対象となる台数、台当たりの修理費用、顧客との責任割合等を勘案し、当社グループが負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、取締役の退職慰労金の支出に備えて、主として内規に基づく期末要支給額を残高基準として計上しております。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式給付見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理により会計処理を行っております。なお、親会社においては、為替予約の付されている外貨建金銭債権について振当処理を行っております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を、退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内外の自動車メーカー、及び建設産業機械メーカーを主な顧客とし、各種熱交換器を製造・販売しております。当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、当該支給品の消滅を認識せず、棚卸資産を引き続き認識しております。

(9) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

Ⅱ．会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ．収益認識に関する注記

(収益の分解情報)

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	日本	米国	欧州	アジア	中国	計		
自動車用	45,380	41,698	4,789	21,862	13,730	127,461	－	127,461
空調機器用	2,630	－	－	0	－	2,630	－	2,630
建設産業機械用	22,397	2,639	84	133	1,803	27,056	－	27,056
その他用	1,541	146	1	91	1	1,783	303	2,086
顧客との契約から生じる収益	71,948	44,484	4,874	22,087	15,535	158,931	303	159,235
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	71,948	44,484	4,874	22,087	15,535	158,931	303	159,235

(注)「その他」の区分は、報告区分に含まれない事業セグメントであり、運送業などを営む国内子会社の事業活動を含んでおります。

(収益を理解するための基礎となる情報)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 5.会計方針に関する事項 (8) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。なお、当連結会計年度末における契約負債残高は、ありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの当連結会計年度末現在で未充足の履行義務に係る将来認識されると見込まれる収益に重要性はありません。なお、当社グループは、実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 米国子会社有形固定資産の減損

当連結会計年度において、米国子会社T. Rad North America Inc.が保有するアルミ製品生産販売事業にかかる有形固定資産について、収益性の低下が続き、投資額の回収が見込めないことから、帳簿価額を、備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。あわせて、同社の保有する遊休資産についても、備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

同社アルミ製品生産販売事業については、市場価格の高騰にともなう材料・部品費、物流費の増加、及び人材不足解消のための賃上げなどによる人件費の増加が継続し、収益性の低い状況が続いております。当該減損処理について、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクの観点から、算出方法、主要な仮定等について注記することといたします。なお、当該処理にかかる減損損失額は221百万円、及び減損後の有形固定資産計上額は、備忘価額です。

①算出方法

T. Rad North America ,Inc.は米国会計基準を適用しており、減損の兆候が認められる長期性資産の資産グループについては、次のように減損損失の認識判定及び測定を行っております。

まず、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を超過する場合には、資産グループの公正価値を算定して、帳簿価額が公正価値を超過する額を減損損失として認識します。当連結会計年度においては、アルミ製品生産販売事業について、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローの総額を超過しました。このため、資産グループの公正価値を算定した結果、ゼロと評価されたため、備忘価額を除く、帳簿価額を減損損失額として計上しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、資産グループの加重平均経済的残存使用年数に基づき、決定しております。

また、割引前将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画における売上高に限界利益率を乗じ、固定経費を差引いた営業利益を基礎に算定しております。将来キャッシュ・フローに大きな影響を与える売上高については、受注見込製品の受注実現性により増減します。そのため、将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、受注見込製品の受注実現性に対応した3パターンのキャッシュ・フロー・シナリオを作成し、各シナリオの実現確率を乗じて加重平均したキャッシュ・フローの見積もりを算定し使用しております。

②主要な仮定

公正価値の算定における主要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた受注見込に関する仮定及び予想限界利益率です。

将来の売上高については、受注見込製品の受注実現性により増減します。そのため、将来事業計画における売上高の算定にあたっては、受注見込製品について受注確度を仮定し算出しております。また、限界利益率については、過年度実績率を基礎とした数値を、予想限界利益率と仮定して算出しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである受注見込に関する仮定については、現時点で最善の見積もりを行っていますが、将来の受注状況により、将来キャッシュ・フローが減少し、減損損失が発生する可能性があります。また、取引先の大幅な減産、及び材料・部品費、物流費、人件費等の想定以上のコスト上昇が生じる場合、将来キャッシュ・フローが減少し、減損損失が発生する可能性があります。

2. 製品保証引当金

当連結会計年度に貸借対照表に計上した製品保証引当金額は、1,209百万円です。

①算出方法

当社グループは、製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。また、個別に発生が見込まれるクレーム費支出については、対象となる台数、台当たりの修理費用、顧客との責任割合等を勘案し、当社グループが負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

②主要な仮定

算出にあたっての主要な仮定は、対象台数、台当たりの修理費用です。これらの仮定については、過去の実績等にもとづき、合理的な数値を使用しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、これらの費用の算出に係る前提条件について、最善の見積りを実施していますが、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金の追加計上又は戻入れが必要となる可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

現金及び預金	102百万円
合計	102百万円

担保に係る債務の金額

支払手形	102百万円
合計	102百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

111,961百万円

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失金額 (百万円)
当社 滋賀製作所	遊休設備	機械装置及び運搬具	0
		小計	0
チェコ T.RAD Czech s.r.o	熱交換器製造販売事業	機械装置及び運搬具	81
		その他	0
		小計	81
米国 ケンタッキー州 T.RAD North America, Inc.	熱交換器製造販売事業	機械装置及び運搬具	5
		その他	12
		建設仮勘定	6
		小計	24
	遊休設備	機械装置及び運搬具	152
		その他	0
		建設仮勘定	42
		小計	196
合計			303

資産のグルーピングに関しては、会社別・事業別など管理会計上の区分を考慮して決定しております。

当該グルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、当社及び米国子会社における遊休資産につきましては、将来の使用見込のない遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該資産グループの回収可能価額は、備忘価額により評価しております。

米国子会社及び欧州子会社における熱交換器製造販売事業につきましては、上記の有形固定資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当資産グループの回収可能価額は、公正価値により測定しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 期末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	6,592	—	—	6,592
合計	6,592	—	—	6,592
自己株式				
普通株式(注)	48	225	13	260
合計	48	225	13	260

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加225千株は、自己株式の取得による増加224千株によるもの、及び単元未満株式の買取による増加0千株によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、自己株式の処分による減少13千株によるもの、及び自己株式の売却による減少0千株によるものです。

当社は、2024年7月16日開催の取締役会決議に基づき、取締役及び常務執行役員に対する譲渡制限付株式報酬として2024年8月16日付で、自己株式13千株の処分を実施いたしました。また、2024年11月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式224千株の取得を実施いたしました。当連結会計年度末において自己株式が786百万円増加、資本剰余金が34百万円減少し、自己株式が901百万円、資本剰余金が6,877百万円となっております。

(注2) 自己株式の当連結会計年度期末株式数には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が所有する当社株式21,700株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	656	100	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月5日 取 締 役 会	普通株式	592	90	2024年9月30日	2024年11月29日
計		1,248			

(注) 上記による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式に対する2024年6月25日定時株主総会決議による配当金2百万円、2024年11月5日取締役会決議による配当金1百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配 当 金 の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	953	150	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 2025年6月24日定時株主総会決議予定の配当金総額には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

Ⅷ. 金融商品の時価等に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして必要な資金（主に銀行借入及びリース取引）を調達しております。金融商品により運用する資金は、余裕資金とし、運用の対象とする資産は、安全性、確実性、換金性を重視した流動性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用を目的とした金融商品であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付の金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引状況については、毎月担当役員に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注3参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 1年内返済予定長期借入金	3,870	3,833	△36
(2) 長期借入金	12,590	12,376	△213
負 債 計	16,460	16,209	△250

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 1年内返済予定長期借入金、及び(2)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1)関係会社株式	2,802
(2)非上場株式	39
(3)投資その他の資産（その他）	73
合計	2,915

IX. 賃貸等不動産の時価等に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県名古屋市において、賃貸用の倉庫（土地を含む）を有しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

賃貸等不動産時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
357	△1	356	613

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

X. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額 7,689円22銭

２．１株当たり当期純利益 653円84銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 4,250百万円

普通株主に帰属しない金額 －百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 4,250百万円

普通株式の期中平均株式数 6,500千株

（注）「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数について、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式数に含めております。当連結会計年度において、１株当たり純資産額の算定上控除した当該株式数は、21,700株であり、１株当たり当期純利益の算定上控除した当該株式数は、21,717株であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計		
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2024年4月1日 期 首 残 高	8,570	7,331	－	7,331	1,097	500	100	8,130	4,163	13,991	△114	29,777
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩							△5		5	－		－
剰 余 金 の 配 当									△1,248	△1,248		△1,248
当 期 純 利 益									5,675	5,675		5,675
自己株式の取得											△820	△820
自己株式の処分			13	13							33	47
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額（純額）												
事業年度中の 変動額合計	－	－	13	13	－	－	△5	－	4,432	4,426	△786	3,654
2025年3月31日 期 末 残 高	8,570	7,331	13	7,344	1,097	500	95	8,130	8,595	18,417	△901	33,432

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合
	その他有価証券	評価・換算差	
	券評価差額金	額等合計	
2024年4月1日 期 首 残 高	19	19	29,797
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩			—
剰 余 金 の 配 当			△1,248
当 期 純 利 益			5,675
自己株式の取得			△820
自己株式の処分			47
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額（純額）	△0	△0	△0
事業年度中の 変動額合計	△0	△0	3,653
2025年3月31日 期 末 残 高	18	18	33,451

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 総平均法による原価法

ただし、外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の（リース資産を除く）少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権及びその他の債権について貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
投資損失引当金	関係会社に対する投資に伴う損失に備えるため、その財政状態等を勘案して損失見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与に備えて、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
製品保証引当金	製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。また、個別に発生が見込まれるクレーム費支出については、対象となる台数、台当たりの修理費用、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式給付見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、国内外の自動車メーカー、及び建設産業機械メーカーを主な顧客とし、各種熱交換器を製造・販売しております。当社は、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、代替的な取り扱いを適用し、当該支給品の消滅を認識しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理により会計処理を行っております。なお、為替予約の付されている外貨建金銭債権については振当処理を行っております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

II. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報）

当事業年度末における契約負債残高は、215百万円であります。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 1,087百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は1,139百万円である）

税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産はありませんが、計算書類に計上した繰延税金資産について、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクの観点から注記することといたします。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得を算出し、合理的な見積可能期間（５年）におけるスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画において売上高に限界利益率を乗じ、固定経費等を加除した税引前当期純利益を算出し、それに予想される永久差異等を加除して算定しております。当事業年度末には、税務上の欠損金は解消されていることから、合理的な見積可能期間（５年）でのスケジューリングを行っております。また、退職給付引当金や減価償却超過額に係る長期的な将来減算一時差異については、見積可能期間（５年）を超えた期間に相当する部分についても、回収可能性があるものとして算定しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の税引前当期純利益を算出するにあたり、大きな影響を与える項目が、将来の事業計画における売上高と限界利益率です。売上高については、受注見込製品の受注実現性により増減します。そのため、売上高の算定にあたっては、受注見込製品について、受注確度を仮定し算出しております。また、限界利益率については、過年度実績率を基礎とした数値を限界利益率と仮定して算出しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である受注確度や予想限界利益率が大きく変動した場合、課税所得の見積りに大きな影響を与える可能性があります。また、取引先の大幅な減産が生じる場合、及び材料費、物流費、人件費等の想定外のコスト上昇が生じる場合、課税所得の見積りに大きな影響を与えます。とくに、翌事業年度において、税務上の繰越欠損金が発生した場合、退職給付引当金や減価償却超過額に係る長期的な将来減算一時差異も含め、スケジューリング可能な期間が見直され、多額の繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社出資金評価損 65百万円

評価減後の残高

関係会社株式 11,095百万円

関係会社出資金 8,124百万円

市場価格のない関係会社株式および関係会社出資金については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該関係会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）することとしております。

当事業年度において、実質価格が著しく低下した関係会社につきましては、回復可能性が認められないと判断したため、減損処理しております。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

関係会社株式及び出資金の実質価額は、関係会社の期末純資産に当社持分割合を乗じて算出しております。

当該実質価額と評価前の帳簿価格を比較し、実質価額が評価前の帳簿価格より50%以上低下している場合、帳簿価格を実質価額まで減額を行い、評価損を認識することとしております。なお、この比較にあたっては、海外関係会社の場合、外貨ベースでの比較を行っており、また、評価損の測定金額につきましては、当該関係会社の期末日における為替相場によって期末純資産の当社持分相当額を換算し、帳簿価格との差額を評価損として計上しております。

②主要な仮定

関係会社株式及び関係会社出資金の評価は、主に関係会社の有形固定資産の減損に影響を受けることから、見積りの主要な仮定については、「連結注記表Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記 米国子会社有形固定資産の減損」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、一部海外関係会社の業績が更に悪化し、評価損の認識が必要となった場合には、多額の評価損が発生する可能性があります。

3. 製品保証引当金

当事業年度に貸借対照表に計上した製品保証引当金額は、392百万円です。

①算出方法

当社は、製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。また、個別に発生が見込まれるクレーム費支出については、対象となる台数、台当たりの修理費用、顧客との責任割合等を勘案し、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積計上しています。

②主要な仮定

算出にあたっての主要な仮定は、対象台数、台当たりの修理費用です。これらの仮定については、過去の実績等にもとづき、合理的な数値を使用しています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は、これらの費用の算出に係る前提条件について、最善の見積りを実施していますが、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、実際の費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金の追加計上又は戻入れが必要となる可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	61,799百万円
3. 保証債務	
子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	2,631百万円
4. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	4,881百万円
長期金銭債権	-百万円
5. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	574百万円
長期金銭債務	0百万円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高の総額

(1) 関係会社との営業取引による取引高の総額	12,443百万円
売上高	8,704百万円
仕入高	3,738百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	5,893百万円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千 株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (千 株)
普 通 株 式 (注)	48	225	13	260
計	48	225	13	260

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加225千株は、自己株式の取得による増加224千株によるもの、及び単元未満株式の買取による増加0千株によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少13千株は、自己株式の処分による減少13千株によるもの、及び自己株式の売却による減少0千株によるものです。

当社は、2024年7月16日開催の取締役会決議に基づき、取締役及び常務執行役員に対する譲渡制限付株式報酬として2024年8月16日付で、自己株式13千株の処分を実施いたしました。また、2024年11月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式224千株の取得を実施いたしました。当事業年度末において自己株式が786百万円増加、資本剰余金が13百万円増加し、自己株式が901百万円、資本剰余金が7,344百万円となっております。

(注2) 当事業年度末株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP) 」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式21,700株が含まれております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却資産償却超過額	295百万円
棚卸資産評価損	63百万円
投資有価証券等評価損	8,060百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	492百万円
製品保証引当金損金算入限度超過額	119百万円
未払社会保険料（賞与分）	68百万円
退職給付引当金	10百万円
減損損失	18百万円
投資損失引当金	243百万円
その他	316百万円
小計	9,692百万円
評価性引当額	△8,552百万円
繰延税金資産合計	1,139百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	43百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	51百万円

繰延税金資産（負債）の純額 1,087百万円

（注1） 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表 of 以下の項目に含まれています。

固定資産－繰延税金資産 1,087百万円

（注2） 法人税及び地方法人税 of 会計処理又はこれらに関する税効果会計 of 会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合 of 会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税 of 会計処理又はこれらに関する税効果会計 of 会計処理並びに開示を行っております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	T.RAD North America ,Inc.	100.00	営業上の取引	債務保証 保証料の受入 (注1)	1,291 4	- -	- -
子会社	青島東洋熱交換器有限公司	100.00	営業上の取引	債務保証 保証料の受入 (注1)	1,340 0	- -	- -
役員	当社代表取締役 宮崎富夫	(被所有割合) 直接 0.5 間接34.8	-	金銭報酬債権の現 物出資 (注2)	13	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、T.RAD North America,Inc.、青島東洋熱交換器有限公司の銀行借入等に対して債務保証を行っております。

なお、保証料は下記のとおりであります。

T.RAD North America,Inc.	年率0.1%
青島東洋熱交換器有限公司	年率0.1%

(注2) 譲渡制限付株式報酬制度にもとづく金銭報酬債権の現物出資です。

X. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,282円66銭

2. 1株当たり当期純利益 873円08銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益 5,675百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る当期純利益 5,675百万円

普通株式の期中平均株式数 6,500千株

(注) 「株式給付信託 (J-ESOP) 」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数について、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式数に含めております。当事業年度において、1株当たり純資産額の算定上控除した当該株式数は、21,700株であり、1株当たり当期純利益の算定上控除した当該株式数は、21,717株であります。